

環境審議会資料1  
平成30年7月10日

**国立市環境基本計画進捗状況報告書**  
**平成25～29年度版(5年分)**

**国立市 生活環境部 環境政策課**

# 国立市環境基本計画進捗状況報告について

環境基本計画の第5章「計画の推進戦略」における2「推進体制・進行管理」に基づき、進捗状況を報告します。

報告内容としては、環境基本計画の第4章「実行に向けた取組」及び第5章「計画の推進戦略」の「具体的な施策」についての進捗状況を、各施策実施部署の評価も踏まえて、列記いたします。

## 【進捗状況評価について】

「具体的な施策」をページごとにまとめています。施策を所管する部署が複数にわたる場合は、それぞれ所管課ごとにページを分けています。

平成25年度と26年度はまとめて評価を行いましたが、評価の基準が曖昧であるとの意見により、27年度から評価基準を設けました。基準は出来る限り定量的かつ複数設定するように努めました。

基準が複数ある項目についてはそれぞれを5段階評価し、その平均を施策の評価点としています。また、基準がひとつの項目については、その基準を5段階評価した点数をそのままその施策の評価点としています。

なお、評価の分量が多く、1ページに収まらない場合は2ページに渡ったり、欄外の説明を省略して1枚に収めています。

## 第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧

分野	施策の方向	評価※				
		H25&26	H27	H28	H29	総合
自然環境と歴史		3.2	3.3	3.4	3.5	3.5
	①河川・湧水・用水 水環境を守る	3.0	2.7	2.9	3.1	3.1
	②多様な自然環境を守り育てる	2.7	3.3	3.3	3.3	3.3
	③地域の歴史・文化を未来に伝える	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
都市環境		2.9	3.1	3.0	3.3	3.4
	④誇らしい景観を守り、未来につなげる	2.8	2.6	2.8	2.7	3.1
	⑤まちなかの緑を増やす	3.0	2.8	3.2	3.2	3.2
	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む	3.0	3.8	3.0	4.2	4.0
生活環境		3.7	3.6	3.7	3.6	3.6
	⑦安心・安全な環境を守る	3.7	3.6	3.7	3.6	3.6
資源循環		3.4	3.2	3.5	3.7	3.6
	⑧5Rの推進に取り組む	3.9	3.7	4.4	4.4	4.3
	⑨良好な水資源を保全する	2.9	2.6	2.6	3.0	2.9
地球環境		2.3	2.6	2.4	3.2	3.1
	⑩温室効果ガスの削減を進める	3.0	3.2	2.8	3.8	3.6
	⑪オゾン層の保護に努める	1.5	2.0	2.0	2.5	2.5

## 第5章 計画の推進戦略 進捗状況評価一覧

分野	施策の方向	評価※				
		H25&26	H27	H28	H29	総合
取組基盤に関する施策		3.7	3.8	3.4	4.0	3.7
	①環境学習・教育を推進する	4.0	4.1	4.0	4.4	4.3
	②情報の収集・発信・活用を推進する	3.5	3.0	3.0	3.5	3.0
	③各主体間のパートナーシップを構築する	3.7	4.3	3.3	4.0	3.7

※評価について

各施策を担当する部署が、進捗状況を下記の通り5段階で評価しました。このページには施策ごとの評価を平均した数値の一覧を記載しています。次ページから施策ごとの内訳を列記しています。

5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	①河川・湧水・用水 水環境を守る

具体的な施策	●水環境保全の重要性について市民への意識啓発の実施
担当課	環境政策課
評価基準	①市報やホームページによる市民への意識啓発の実施。 ②水の懇談会の活動に対するサポートを年2回実施。 ③雨タンの配布を年間10件実施。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	水の懇談会メンバーの協力により環境フェスタに出展し、市民への水環境の啓発に努めた。雨水タンクの無料配布による意識啓発を行った。H25は15件、H26は12件。
27	3	①市報での啓発は行っていないがホームページでの啓発は行っている。 ②水の懇談会が環境フェスタへ参加する際のサポートと多摩川でのわくわく投網体験を共催で行った。 ③雨タンを7件配布した。
28	3	①市報での啓発は行っていないがホームページでの啓発は行っている。 ②水の懇談会が環境フェスタへ参加する際のサポートと多摩川でのわくわく投網体験を共催で行った。 ③雨タンを5件配布した。
29	3	①市報での啓発は行っていないがホームページでの啓発は行っている。 ②水の懇談会が環境フェスタへ参加する際のサポートを行ったが、多摩川でのわくわく投網体験は川の増水により中止した。 ③雨タンの在庫がたまったので市報に掲載、28件配布し在庫が一掃された。
総合 5年間	3	①今後は地下水のかん養や雨水利用の意識啓発を進めていく。 ②イベントは天候の影響が大きく今後の検討課題。 ③(株)ヤクルト本社中央研究所からの提供数によるところが大きい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	①河川・湧水・用水 水環境を守る

具体的な施策	●人々に安らぎと潤いを与える親水空間として、ママ下湧水、多摩川や矢川など水辺環境の保全
担当課	環境政策課
評価基準	①ママ下湧水口、水路の護岸維持、しゅんせつ、清掃やハケの樹木の剪定等を行い、公園に訪れる人にとってもそこに住む生物にとっても良好な状態を維持する。 ②多摩川河川敷の草刈り、清掃を行い、良好な状態を維持する。 ③矢川の護岸の維持や草刈り、清掃等を行い、近隣住民や訪れる人、そこに住む生物にとっても良好な状態を維持する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	ボランティアや自治会で清掃活動等を行い、水辺環境を保全した。
27	4	①ボランティア活動により、清掃等を行った。また、草刈り、剪定等を行った。 ②年2回クリーン多摩川を開催しているが回数の増加が検討課題である。また、指定管理者により草刈りを行った。 ③自治会で清掃活動等を行った。護岸の維持や草刈りは市が行った。
28	4	①公園協力会により、清掃等を行った。また、草刈り、剪定等を行った。 ②年2回クリーン多摩川を開催しているが回数の増加が検討課題である。また、指定管理者により草刈りを行った。 ③自治会で清掃活動等を行った。護岸の維持や草刈りは市が行った。
29	4	①公園協力会により、清掃等を行った。また、草刈り、剪定等を行った。 ②年2回クリーン多摩川を開催しているが回数の増加が検討課題である。また、指定管理者により草刈りを行った。 ③自治会で清掃活動等を行った。護岸の維持や草刈りは市が行った。
総合 5年間	4	水辺空間の保全については、概ね実施しているが、親水空間とする施設整備は予算不足のため未着手である。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	①河川・湧水・用水 水環境を守る

具体的な施策	●市民参加による河川・水路(用水路)の維持管理活動などの環境・仕組みづくり
担当課	環境政策課
評価基準	市民参加による河川・水路(用水路)維持管理活動などの環境整備や仕組みをつくる。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	自治会による清掃活動は定期的に行われているが、ボランティアを増やす取組はできていない。
27	2	自治会による清掃活動は定期的に行われているが、ボランティアを増やす取組はできていない。
28	3	自治会による清掃活動は定期的に行われているが、ボランティアを増やす取組はできていない。
29	3	自治会による清掃活動は定期的に行われているが、ボランティアを増やす取組はできていない。
総合 5年間	3	新たなボランティア確保に対する取り組みは行っていないため、市民が自ら活動するモチベーションを高めるきっかけを里人会議で実施している城山のホタル復活の活動に絡めて、行っていきたい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	①河川・湧水・用水 水環境を守る

具体的な施策	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	平成25年7月15日(月・祝)、平成26年7月21日(月・祝)に府中用水土地改良区で市民ボランティアとともに用水の草刈りを実施した。
27	3	H27は田植え1回、稲刈り1回開催した。
28	3	H28は田植え1回、稲刈り1回開催した。
29	3	H29は田植え1回、稲刈り1回開催した。
総合 5年間	3	各年度、稲作体験学習会を実施しており、評価どおりの達成状況である。一部小学校の求めに応じてゲストスピーカーの派遣なども行っており、今後、更なる発展的な事業展開などの検討をしていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	①河川・湧水・用水 水環境を守る

具体的な施策	●河川・水路(用水路)を活用した生き物観察会など、自然にふれあえる機会の提供
担当課	環境政策課
評価基準	①多摩川を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。 ②矢川を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。 ③水路(用水路)を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	水の懇談会及び多摩川漁業協同組合国立支部の協力の元での多摩川投網体験実施した。毎年1回。
27	2	①水の懇談会及び多摩川漁業協同組合国立支部の協力で多摩川投網体験を実施した。 ②実績なし③実績なし
28	2	①水の懇談会及び多摩川漁業協同組合国立支部の協力で多摩川投網体験を実施した。 ②実績なし ③実績なし
29	3	①多摩川投網体験が天候不順で中止した。 ②③郷土文化館とNPO法人動物調査会の共催でくにたち自然クラブを実施した。
総合 5年間	3	多摩川に関しては毎年事業を行いリピーターも出るほど好評であるが、天候不順時の対応が課題である。矢川及び水路に関しては郷土文化館の事業で行っており、事務局での把握が遅れたが毎年好評であるため継続して実施したい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	①河川・湧水・用水 水環境を守る

具体的な施策	●河川・水路(用水路)を活用した生き物観察会など、自然にふれあえる機会の提供
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。また城山さとのいえにて事業を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	府中用水土地改良区の草刈り作業を通じ、市民に南部地域を流れる用水の魅力を伝えた。また、H25にくにたちマルシェin城山公園と題したイベントのなかで府中用水の散策イベントを実施した。
27	3	H27は農業委員会にて田植え1回、稲刈り1回開催した。また城山さとのいえにて田植え1回、稲刈り1回開催した。
28	3	H28は農業委員会にて田植え1回、稲刈り1回開催した。また城山さとのいえにて田植え1回、稲刈り1回開催した。
29	4	H29は農業委員会にて田植え1回、稲刈り1回開催した。また城山さとのいえにて田植え1回(天候不順により稲刈りは中止)を開催し、ウォーキングイベントにて用水・生き物の観察を実施した。
総合 5年間	4	各年度、農業委員会及び城山さとのいえなどにて稲作体験を実施しており、評価どおりの達成状況である。農業委員会では一部小学校の求めに応じてゲストスピーカーの派遣などを行っており、また城山さとのいえでは収穫した米を特典として参加者に配布するなどしている。今後、更なる発展的な事業展開などの検討をしていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	①河川・湧水・用水 水環境を守る

具体的な施策	●河川改修時に生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備
担当課	環境政策課
評価基準	①多摩川の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。 ②矢川の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。 ③水路(用水路)の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	流水機能維持と安全面で低コストを重視すると生態系配慮などは難しくなるが、H26護岸改修工事では自然石を使った擁壁にするなど配慮に努めた。
27	2	①実績なし ②実績なし ③用水路内や沿道の草刈りを行い、親しみやすい状態の維持に努めた。ヤクルト北側の水路沿いの手入れを行った。
28	2	①実績なし ②実績なし ③用水路内や沿道の草刈りを行い、親しみやすい状態の維持に努めた。ヤクルト北側の水路沿いの手入れを行った。
29	2	①実績なし ②実績なし ③用水路内や沿道の草刈りを行い、親しみやすい状態の維持に努めた。ヤクルト北側の水路沿いの手入れを行った。
総合 5年間	2	①、②については予算不足のため、着手できなかったが、今後も施設の安全性の確保を確認していく中で改修についても検討していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●民有地崖線の管理支援
担当課	環境政策課
評価基準	①民有地崖線の維持管理に対する経済的支援を行う。 ②民有地崖線の維持管理に対する労力提供等を行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	所有者と無償賃貸借契約を結び、市が維持管理していく方式をとっている箇所もあるが、まだまだ少ない。また、国立市緑化推進条例に基づき、保存樹木として指定し、維持管理費を助成している。
27	3	①国立市緑化推進条例に基づき、保存樹木として指定し、維持管理費を助成している。また、無償使用貸借している民有地崖線の剪定等手入れを行った。 ②実績なし
28	3	①国立市緑化推進条例に基づき、保存樹木として指定し、維持管理費を助成している。また、無償使用貸借している民有地崖線の剪定等手入れを行った。 ②実績なし
29	3	①国立市緑化推進条例に基づき、保存樹木として指定し、維持管理費を助成している。また、無償使用貸借している民有地崖線の剪定等手入れを行った。 ②実績なし
総合 5年間	3	①現在行っている民有地崖線の樹木の経済的支援の手法は、保存樹木への指定及び無償使用貸借により市が維持管理する方法のみである。また、保存樹木指定も無償使用貸借も現在各々1件のみであり、維持管理は所有者任せになっている状況にあり、より積極的に支援していく必要があると考えている。 ②これまで実績がないが、ボランティアを組織し、樹林内の手入れを行っていく必要があると考えている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●市民の崖線の貴重さに対する認識を深め、協働による保全推進
担当課	環境政策課
評価基準	①多摩川由来の崖線を有する8市及び東京都で構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に継続参加し、普及啓発に努める。 ②市として崖線の貴重さをPRしていく中で市民協働の体制を整備していく。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会を沿線8市と東京都で設置し、ウォーキングラリーや講演会を開催するなど市民にPRを行ってきたが、まだ不十分である。
27	3	①各市の現状について情報共有を行ったが、協議会として普及啓発事業は実施していない。 ②くにたちの自然を知る・学ぶ・味わう「竹の子」、「どんぐり」の回で崖線の重要性について触れ、普及啓発を行った。
28	3	①各市の現状について情報共有を行ったが、協議会として普及啓発事業は実施していない。 ②くにたちの自然を知る・学ぶ・味わう「竹の子」、「どんぐり」の回で崖線の重要性について触れ、普及啓発を行った。
29	3	①各市の現状について情報共有を行ったが、協議会として普及啓発事業は実施していない。 ②くにたちの自然を知る・学ぶ・味わう「竹の子」、「どんぐり」の回で崖線の重要性について触れ、普及啓発を行った。
総合 5年間	3	多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会には今後も参加して広域的に崖線を保全する活動を継続しつつ、市独自の普及啓発として実施してきたイベント「くにたちの自然を知る・学ぶ・味わう」（「竹の子」、「どんぐり」の回）が参加者も多く好評を得ているため、今後も継続して実施していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●緑地保全地区指定の推進
担当課	環境政策課
評価基準	緑の基本計画に掲げられた箇所を地域制緑地(特別緑地保全地区等)として指定していく。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	土地所有者の意向も必要であり、困難である。
27	1	土地所有者の意向も必要であり、困難である。
28	1	土地所有者の意向も必要であり、困難である。
29	1	土地所有者の意向も必要であり、困難である。
総合 5年間	1	緑の基本計画で緑地保全地区として保全すべき緑地は、学校や寺社及び崖線の民有地であり、税制的な優遇措置等のインセンティブが効きにくい。ただし、崖線の民有地は、所有者自身、保全に難儀している状況も見受けられ、何らかの形で行政の支援を求めていることが想定されるため、保全地区化の余地があると考えられる。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●認定農業者の取組支援など環境保全型農業の推進支援
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	①市内の認定農業者を増やす(H35までに33経営体)。 ②認定農業者への支援制度を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	H26に、認定農業者が9経営体誕生し、当該認定農業者に対し、堆肥の助成やプレートの交付を行った。
27	5	①H27の新規認定数:8経営体(市内の認定農業者数:計17経営体) ②H27は農業用資材の補助を行った。決算額:2,896,301円
28	5	①H28の新規認定数:2経営体(市内の認定農業者数:計19経営体) ②H28は補助金事業を実施した。決算額:2,663,000円
29	5	①H29の新規認定数:2経営体(市内の認定農業者数:計21経営体) ②H29は補助金事業を実施した。決算額:2,900,000円
総合 5年間	5	各年度、新規の認定農業者を認定するとともに補助事業を実施しており、十分に達成できている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●水路の整備・維持や不法投棄の防止など営農環境の整備
担当課	環境政策課
評価基準	水路の草刈り等の維持管理を常時行い、不法投棄しにくい状況をつくる。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	水路の維持管理は常時行っており、不法投棄も減っている。
27	4	水路の草刈り、清掃等の維持管理を行った。
28	5	水路の草刈り、清掃等の維持管理を行った。
29	5	水路の草刈り、清掃等の維持管理を行った。
総合 5年間	5	今後も継続的に草刈り、清掃等の維持管理を実施していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●水路の整備・維持や不法投棄の防止など営農環境の整備
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	H25に設置した府中用水散策用案内板を活用し、用水に対する理解と知識を深める。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	H25に、用水に対する理解と知識を深める目的で府中用水散策用案内板を4か所設置した。
27	3	案内板を維持し、活用方法は今後検討を行う。
28	3	案内板を維持し、活用方法は今後検討を行う。
29	3	案内板を維持し、活用方法は今後検討を行う。
総合 5年間	3	設置した案内板の活用を検討していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●担い手育成、直売所整備など営農支援事業の推進
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	①市内の認定農業者を増やす(H35までに33経営体)。 ②認定農業者への支援制度を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	平成26年2月の大雪でパイプハウス等の農業用施設を被災した農業者に対する撤去費・再建費等の助成の他、新たに誕生した認定農業者に対する支援を行った。
27	5	①H27の新規認定数:8経営体(市内の認定農業者数:計17経営体) ②H27は農業用資材の補助を行った。決算額:2,896,301円
28	5	①H28の新規認定数:2経営体(市内の認定農業者数:計19経営体) ②H28は補助金事業を実施した。決算額:2,663,000円
29	5	①H29の新規認定数:2経営体(市内の認定農業者数:計21経営体) ②H29は補助金事業を実施した。決算額:2,900,000円
総合 5年間	5	各年度、新規の認定農業者を認定するとともに補助事業を実施しており、十分に達成できている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●農の風景育成地区の指定など、農地の保全・維持に向けた取組の推進
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	①市の農業・農地を将来に渡って保全していくため農業者と協議、検討していく。 ②谷保の原風景を保全するための基金事業を活用して農地保全を推進する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	「農」のある暮らしづくり交付金を活用し、平成27年2月12日(木)に「農の風景育成地区制度」の先進自治体の視察を実施し、事例研究を行った。
27	5	①H27は市内農業者と市長との懇談会を6回開催した。 ②H27は「農」のある暮らしづくり交付金事業の一環として検討会を5回開催した。また活用方針を本検討会にて検討した。
28	4	H28は市内農業者と市長、学識を交えた勉強会を4回開催した。
29	4	H29は市内農業者と市長を交えた勉強会を2回開催した。
総合 5年間	4	各年度、勉強会を実施しており、評価どおりの達成状況である。平成29年度から発効した国立市第3次農業振興計画を推進すべく、今後の事業展開などを検討していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●農業ボランティア、市民農園の拡大、体験農園などによる農業に携わる機会創出
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	①体験農園の開設を支援する。 ②城山さとのいえ事業を推進する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	「農」のある暮らしづくり交付金を活用し、平成26年11月30日(日)に先進自治体である練馬区に体験農園の視察に行ったほか、10月25日(土)・26(日)に東京みどり農業協同組合同立地区青壮年部へ委託して農のふれあい体験イベントを実施した。
27	5	①H27の新規開設数:1園、補助額:297,810円 ②H27は検討会を5回、農業イベントを3回(田植え・稲刈り・収穫祭)開催した。 ③H27はイベント事業を26回開催した。
28	4	①H28の新規開設数:1園(農家開設型農業体験農園:2園)。市報に募集記事を掲載した。 ②H28はイベント事業を38回開催した。
29	4	①H29は新規開設なし。市報に募集記事を掲載した。 ②H29はイベント事業を42回開催した。
総合 5年間	4	各年度施策を推進しており、評価どおりの達成状況である。今後、更なる効果的な体験農園への支援の方策や城山さとのいえでの事業展開を検討していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●くにたち野菜としてのブランド化推進および地産地消推進による地域農業の振興
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	くにたち野菜月間事業を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	くにたちマルシェとくにたち野菜フェアからなる「くにたち野菜月間」を実施することで、農産物の販路拡大と市民へのPRを図った。
27	4	農産物販売を中心としたマーケットイベント「くにたちマルシェ」と市内飲食店での飲食提供イベント「くにたち野菜フェア」を実施した。
28	4	新たに発足された農業者有志による任意団体「くにたちマルシェ会」が中心となって、農産物販売を中心としたマーケットイベント「くにたちマルシェ」を実施した。
29	4	農業者有志による任意団体「くにたちマルシェ会」が中心となって、農産物販売を中心としたマーケットイベント「くにたちマルシェ」を実施した。
総合 5年間	4	各年度、事業を実施しており、評価どおりの達成状況である。事業内容は実施団体にて都度検討を行い刷新に努めているが、今後更なる効果的な事業実施に向けた検討を行っていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●市内の生物多様性について現状を把握するとともに国や都との共同による計画的な保全の推進
担当課	環境政策課
評価基準	①市内の生物多様性の現状を調査・把握する。 ②広域的な視点を持った地域戦略を策定する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	生物多様性保全に係る計画の策定が先決であり、その計画に基づいて保全を図る必要がある。
27	1	①、②生物多様性の現状把握ができていないため、保全計画策定以前の状況である。
28	1	①、②生物多様性の現状把握ができていないため、保全計画策定以前の状況である。
29	2	①、②生物多様性の現状把握ができていないため、保全計画策定以前の状況であるが、くにたち花と緑のまちづくり協議会内に生物多様性保全の観点も含めた検討を進めていくことを想定した「大学通り緑地帯全体計画検討会」を立ち上げ、保全計画に先行した取り組みを始めた。
総合 5年間	2	保全計画が策定されることなく経過してきているが、緑の基本計画の計画期間終了が間近であるため、地域戦略を盛り込んだ計画改定を行っていくことを想定している。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	②多様な自然環境を守り育てる

具体的な施策	●市民、事業者の生物多様性の保全に対する意識の啓発
担当課	環境政策課
評価基準	①広域的な視点を持った地域戦略を策定する。 ②市民、事業者への意識啓発を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	市内の現状が未把握であるため、保全に対する具体的な取組を行う段階になく、保全のための計画も未策定である。
27	1	①、②生物多様性の現状把握ができていないため、保全計画策定以前の状況である。
28	2	①生物多様性の現状把握ができていないため、保全計画策定以前の状況である。 ②くにたち花と緑のまちづくり協議会主催のイベントにより、アメリカザリガニを題材として外来生物について子どもたちが議論する場を設けた。
29	2	①生物多様性の現状把握ができていないため、保全計画策定以前の状況である。 ②くにたち花と緑のまちづくり協議会内に生物多様性保全の観点も含めた検討を進めていくことを想定した「大学通り緑地帯全体計画検討会」を立ち上げた。
総合 5年間	2	保全計画が策定されることなく経過してきているが、緑の基本計画の計画期間終了が間近であるため、地域戦略を盛り込んだ計画改定を行っていくことを想定している。また、地域戦略に基づいた普及啓発を行っていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	③地域の歴史・文化を未来に伝える

具体的な施策	●市内の指定・登録文化財や市所有の文化財を、市民の財産として保存
担当課	生涯学習課
評価基準	1年間に2件程度文化財を指定・登録する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	平成26年4月1日付で文化財として新たに1件指定、2件登録を行い、平成27年4月1日付で1件指定、1件登録を行い、市として保護・保存していく文化財を増やした。
27	4	H28年4月1日付で文化財として新たに1件登録、1件の指定変更を行い、市として保護・保存していく文化財を増やした。
28	4	H29年4月1日付で文化財として新たに2件登録し、市として保護・保存していく文化財を増やした。
29	4	H30年4月1日付で文化財として新たに2件登録し、市として保護・保存していく文化財を増やした。
総合 5年間	4	5年間で文化財として新たに2件の指定、8件の登録、1件の指定変更を行った。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	③地域の歴史・文化を未来に伝える

具体的な施策	●貴重な伝統民俗芸能を保存、継承できるように支援
担当課	生涯学習課
評価基準	市指定無形民俗文化財の支援を行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。
27	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。
28	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。
29	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。
総合 5年間	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	③地域の歴史・文化を未来に伝える

具体的な施策	●くにたち郷土文化館を中心に市内歴史資源の情報発信・活用を推進
担当課	生涯学習課
評価基準	郷土文化館において、市内歴史資源を活用した事業を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	くにたち郷土文化館では、H25は企画展示「くにたち最新発掘事情」、H26は開館20周年記念秋季企画展「くにたちの発掘 最近の発掘調査から」などを実施し、市内歴史資源の情報発信・活用を行った。
27	4	くにたち郷土文化館では、H27は企画展示「幕末本田家の医療活動」などを実施し、市内歴史資源の情報発信・活用を行った。
28	4	くにたち郷土文化館では、平成28年度は企画展示「市制施行50周年 高度経済成長期とくにたち」などを実施し、市内歴史資料の情報発信・活用を行った。
29	4	くにたち郷土文化館では、平成29年度は企画展示「国指定重要文化財 緑川東遺跡石棒展」などを実施し、市内歴史資料の情報発信・活用を行った。
総合 5年間	4	くにたち郷土文化館では、企画展示の他、様々な事業を実施し、市内歴史資料の情報発信・活用を行った。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	自然環境と歴史
施策の方向	③地域の歴史・文化を未来に伝える

具体的な施策	●くにたち郷土文化館や古民家などを利用した伝統行事、年中行事を実施・継承
担当課	生涯学習課
評価基準	郷土文化館と古民家で伝統行事・年中行事に関する事業を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。
27	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。
28	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。
29	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。
総合 5年間	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●景観法に基づく景観計画・景観条例の策定
担当課	都市計画課
評価基準	景観形成基本計画及び都市景観形成条例について、景観法をはじめ関係法令等との整合性を図る。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	景観行政団体になっていないため景観法に基づく景観計画・景観条例の策定は行っていない。
27	1	①②自主条例である都市景観形成条例で一定の効果が得られており、策定されたまちづくり条例の連携と連動させることによって、より一層の効果が期待されるため、H27は景観行政団体への移行に向けては着手していない。
28	3	構想段階における届出の取り入れ、景観審議会とまちづくり審議会の統合について、都市景観形成条例を改正したことにより、まちづくり条例との連携が図られ、より一層の効果が期待される。
29	3	H30から景観基本計画の改訂を進めるため、改訂作業に向けて資料準備などを進めた。まちづくり条例との連携が図られ、より一層の効果が期待される。
総合 5年間	3	平成30年度より国立市景観形成基本計画の2ヶ年で改訂作業を行うため、今後はさらに他の条例と連携が図れるよう策定していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●まちづくり条例の策定
担当課	都市計画課
評価基準	①まちづくり条例の制定に向けての取組み ②まちづくり条例に基づく開発事業の手続き及び地区まちづくり計画の策定に向けた取組み

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	国立市開発行為等指導要綱の条例化に向けて、H25、H26に庁内検討会を9回開催し、学識経験者から組織される(仮称)国立市まちづくり条例策定アドバイザー会議を2回開催している。
27	5	①庁内検討会を4回、アドバイザー会議を2回開催し、まちづくり条例制定に向けて検討を行い、H28の3月に制定した。 ②検討過程において市民の意向を確認するために骨子案、素案の公表の時点でパブリックコメント及び説明会を実施した。
28	4	①5月に条例内容について説明会を行い、10月に手続等について施行した。また、条例施行に合わせて開発事業の基準等を定めた施行規則を策定した。 ②H28は13件の手続を行い、7件で事業者と協定締結した。まちづくり審議会3回開催。わくわく塾国立3会日施。
29	4	②H29は15件の手続を行い、16件で事業者と協定締結した。まちづくり審議会2回開催。
総合 5年間	4	平成28年度に国立市まちづくり条例を策定した。 今後も引き続き、周知をおこない、良好なまちづくりを進めていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●都市景観形成重点地区の指定による景観の保全、向上、創出
担当課	都市計画課
評価基準	①都市景観形成重点地区候補地となっている2地区(大学通り商業・業務地区、青柳崖線地区)の指定に向けた取組 ②都市景観形成重点地区に指定している2地区において届出による重点地区景観基準への適合確認。そのことによる景観の保全等

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	国立市都市景観形成条例の重点地区で、H25は5件、H26は4件の手続きを行い、景観の保全、向上、創出を図っている。大学通り商業地区、青柳崖線地区は未指定。
27	2	①重点地区候補地の指定に向けた取組は未着手。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区で、H27は3件の手続きを行い、景観の保全、向上、創出を図っている。
28	2	①重点地区候補地の指定に向けた取組は未着手。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区で、H28は3件の手続きを行い、景観の保全、向上、創出を図っている。
29	2	①重点地区候補地の指定に向けた取組は未着手。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区で、H29は1件の手続きを行い、景観の保全、向上、創出を図っている。
総合 5年間	2	①重点地区候補地の指定に向けた取組は着手できていない。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区で、景観の保全、向上、創出を図った。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●大規模開発行為などに対する都市景観形成の誘導実施
担当課	都市計画課
評価基準	国立市都市景観形成条例に基づく大規模行為届出された内容の大規模行為景観形成基準への適合確認し、都市景観形成の推進を図る。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	国立市都市景観形成条例により、H25は38件、H26は29件の手続きを行い、都市景観形成の誘導実施を行っている。
27	5	国立市都市景観形成条例により、H27は19件の手続きを行い、都市景観形成の誘導実施を行っている。
28	5	国立市都市景観形成条例により、H28は19件の手続きを行い、都市景観形成の誘導実施を行っている。
29	5	国立市都市景観形成条例により、H29は25件の手続きを行い、都市景観形成の誘導実施を行っている。
総合 5年間	5	国立市都市景観形成条例により、都市景観形成の誘導実施を行った。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●重要景観資源の指定の推進
担当課	都市計画課
評価基準	国立らしさを構成する重要な要素となっているものを重要景観資源として指定することによって、優れた景観資源を明らかにし、残していくとともに、都市景観形成の推進を図る。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	特に実施なし。
27	1	特に実施なし。
28	1	特に実施なし。
29	1	特に実施なし。
総合 5年間	1	実施していない。 国立市都市景観形成基本計画の改訂で改めて見直していきたい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●雑木林、屋敷林、歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全
担当課	都市計画課
評価基準	大規模景観形成基準において、既存樹木を保全活用した建物の配置計画となるよう指導する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っている。
27	2	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っているが、土地利用を図るうえで、なかなか保全等ができていない。
28	2	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っているが、土地利用を図るうえで、なかなか保全等ができていない。
29	2	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っているが、土地利用を図るうえで、なかなか保全等ができていない。
総合 5年間	3	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っているが、土地利用を図るうえで、なかなか保全等ができていない。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●雑木林、屋敷林、歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全
担当課	生涯学習課
評価基準	歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全するため、樹木の剪定の際は届出を受け、チェックを行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。
27	4	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。
28	4	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。
29	4	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。
総合 5年間	4	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●雑木林、屋敷林、歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全
担当課	環境政策課
評価基準	①数少ない雑木林、屋敷林、歴史的景観を再生するために二次林を構成する樹種による緑化を推進していく。 ②民有地等の保存すべき樹木を指定し、保存に係る費用の一部を助成する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	住宅地や公共用地等にある国立市緑化推進条例に規定する基準を満たす大木を、保存樹木として指定し、市民とともに伝統的な風景を保全できるよう努めている。
27	3	①H27は実績なし ②助成件数38本
28	3	①H28は実績なし ②助成件数36本
29	3	①H29は実績なし ②助成件数42本
総合 5年間	3	民有地の歴史的な緑の保全等には、所有者の協力が不可欠だが、保全のための費用が年々かさむ等、保全が難しくなってきた状況がある。今後は個人庭を活かし、より生物多様性に配慮したデザインを推奨していく等新たな取り組みが必要ではないかと考えている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●景観形成活動団体の認定と支援、顕彰制度創設等による市民参画の景観づくり推進
担当課	都市計画課
評価基準	まちづくり・景観づくりに積極的に取り組み景観形成の模範となった個人・団体等の顕彰、貢献している団体の景観形成市民団体の認定を行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	申請が無かったため認定や支援の実施なし。
27	1	申請が無かったため認定や支援の実施なし。
28	1	申請が無かったため認定や支援の実施なし。
29	1	申請が無かったため認定や支援の実施なし。
総合 5年間	1	申請が無かったため認定や支援の実施なし。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●学校や地域における、まちづくり・景観教育の実施
担当課	都市計画課
評価基準	景観を大切にする意識を育てるため、学校や地域において、景観を見たり考えたりする機会を設ける。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	国立市の景観について、興味があり来庁した学生へ景観に関する説明を行った。
27	2	国立市の景観について、興味があり来庁した学生へ景観に関する説明を行った。学校や地域において景観教育の実施はできなかった。
28	2	国立市の景観について、興味があり来庁した学生へ景観に関する説明を行った。学校や地域において景観教育の実施はできなかった。
29	2	国立市の景観について、興味があり来庁した学生へ景観に関する説明を行った。学校や地域において景観教育の実施はできなかった。
総合 5年間	2	国立市の景観について、興味があり来庁した学生へ景観に関する説明を行った。学校や地域において景観教育の実施はできなかった。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●学校や地域における、まちづくり・景観教育の実施
担当課	教育指導支援課
評価基準	①地域学習、農業体験等、児童・生徒の学年に応じた、まちづくり・景観教育を実施することができたか。 ②まちづくり・景観教育を受けた児童・生徒の割合 ③まちづくり・景観学習をとおして、子どもたちが、まちづくりや景観について、自ら学び考える力を身につけることができたか。 ④地域団体や地域の人材を活用することができたか。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	小中学校のカリキュラムの中で、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。
27	4	①小中学校のカリキュラムの中で、地域学習、農業体験等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかのまちづくり・景観教育を受けることができている。 ③まちづくり・景観学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。
28	4	昨年度に引き続き地域における、まちづくり・景観教育の推進に努めた。 ①小中学校のカリキュラムの中で、地域学習、農業体験等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかのまちづくり・景観教育を受けることができている。 ③まちづくり・景観学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。
29	4	昨年度に引き続き地域における、まちづくり・景観教育の推進に努めた。 ①小中学校のカリキュラムの中で、地域学習、農業体験等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかのまちづくり・景観教育を受けることができている。 ③まちづくり・景観学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。
総合 5年間	4	地域学習・農業体験を小中学校のカリキュラムの中で実施することで概ね施策の目的を達した。地域の団体、人材活用及び、まちづくり・景観教育をとおして自ら学び考える力を養う点では、今後向上の余地がある。

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	④誇らしい景観を守り、未来につなげる

具体的な施策	●一般市民を対象とした勉強会、講習会などの開催
担当課	都市計画課
評価基準	多くの市民に積極的に景観形成に参加・協力してもらうため、わくわく塾くにたち等を活用し啓発活動を行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	わくわく塾くにたちにおいて、「まちづくりのレシピ！都市計画教室」、「地区計画を知ろう」、「都市景観形成条例」の開催をH26は2回行った。
27	1	わくわく塾くにたちの実施なし。
28	2	わくわく塾くにたち（まちづくり条例について）3回実施。
29	1	わくわく塾くにたちの実施なし。
総合 5年間	5	わくわく塾くにたちの開催は5年間で5回。 まちづくり条例施行のタイミングではあったが、説明会などで対応した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑤まちなかの緑を増やす

具体的な施策	●民有地の緑化推進に向けた、生垣導入支援、屋上・壁面緑化の情報提供などの実施
担当課	環境政策課
評価基準	①市報、ホームページ等で生垣助成、屋上・壁面緑化推進に向けた啓発を実施していく。 ②生垣助成制度を継続的に実施する。 ③民有地の安全緑化を推進するための講習会を開催する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	市民を対象にした安全緑化など民有地の緑化推進に向けた連続講座を開催するなど啓発に努めた。また、国立市緑化推進条例に基づき、生垣助成を行った。H25は1件、H26は2件。
27	2	①H27は実績なし ②H27は4件助成した。 ③安全緑化など民有地の緑化推進に向けた連続講座を開催した。
28	3	①H28は実績なし ②H28は1件助成した。 ③安全緑化など民有地の緑化推進に向けた連続講座を開催した。
29	3	①H29は実績なし ②H29は2件助成した。 ③安全緑化など民有地の緑化推進に向けた連続講座を開催した。
総合 5年間	3	壁面、屋上緑化を推進するには助成等の何らかのインセンティブが必要ではないかと考えており、今後の検討課題と認識している。安全緑化については、生垣助成と関連しているため、今後は生垣助成を安全緑化の一環として捉えた観点から普及啓発を図っていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑤まちなかの緑を増やす

具体的な施策	●緑化推進に向けた広報、パンフレットなどによる意識啓発
担当課	環境政策課
評価基準	①市内の緑化推進に向けて、市報やパンフレットを作成し、市民の意識啓発を行う。 ②市民の意識啓発のためのイベントを行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	花と緑のまちづくり協議会の各種イベントを通じて、意識啓発を行っている。
27	4	①、②花と緑のまちづくり協議会のくにたちの自然を知る・学ぶ・味わうやACT FOR GREENなどの各種イベントを通じて、意識啓発を行った。
28	4	①、②花と緑のまちづくり協議会のくにたちの自然を知る・学ぶ・味わうやACT FOR GREENなどの各種イベントを通じて、意識啓発を行った。また、協議会活動の普及啓発のために会報を発行した。
29	4	①、②花と緑のまちづくり協議会のくにたちの自然を知る・学ぶ・味わうやACT FOR GREENなどの各種イベントを通じて、意識啓発を行った。また、協議会活動の普及啓発のために会報を発行した。
総合 5年間	4	今後も引き続き、協議会によって各種イベントを開催し、読み手の関心を引き付ける会報を作成して普及啓発を図っていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑤まちなかの緑を増やす

具体的な施策	●公園・緑地の整備推進
担当課	環境政策課
評価基準	①土地区画整理事業等を活用した公園・緑地の整備を実施していく。 ②崖線等の民有地の緑地の公有地化や無償使用貸借契約を行い保全する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	土地区画整理事業に伴う新設公園を設置、総研線跡地を活用した緑道設置、貴重な水環境の保全・拡大を目的とした自然池の整備などを行った。
27	3	①新田公園供用開始 ②崖線所有者と無償使用貸借契約について、協議を行った。
28	3	①H28は実績なし ②崖線所有者と無償使用貸借契約について、協議を行った。
29	3	①H29は実績なし ②崖線所有者と無償使用貸借契約について、協議を行った。
総合 5年間	3	土地区画整理事業等を活用した公園・緑地整備は相手ありきであり、主導的に推進していくことができないため、整備が進捗しない。また、崖線等の無償使用貸借も維持管理のために多額の予算の確保が必要であるため、大幅な向上は難しい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑤まちなかの緑を増やす

具体的な施策	●公共施設の緑化の推進
担当課	環境政策課
評価基準	公共施設内の花壇整備や生垣、屋上・壁面緑化等の整備を実施していく。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	ゴーヤによる緑のカーテンを実施した(市庁舎、総合体育館、北プラザ、各集会施設、学校等)。
27	3	ゴーヤ等による緑のカーテンを実施した(市庁舎、総合体育館等)。
28	3	ゴーヤ等による緑のカーテンを実施した(市庁舎、総合体育館等)。
29	3	ゴーヤ等による緑のカーテンを実施した(市庁舎、総合体育館等)。
総合 5年間	3	緑のカーテンの実施は定着しつつあるが、維持管理が容易なこと もその理由の一つと思われる。一方、花壇の維持管理にはマンパ ワーが必要となるため、維持管理体制の整備がネックとなり、進捗 しづらいと思われる。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑤まちなかの緑を増やす

具体的な施策	●緑地や街路樹整備時の連続性の確保による花と緑のネットワークの形成
担当課	環境政策課
評価基準	①都市計画道路や街路樹が整備されていない広幅員道路等の整備時に道路緑化を実施していく。 ②狭隘な私道等の緑化を実施していく。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	公園・緑地と緑の拠点(一橋大学や谷保天満宮など)を結ぶ道路や宅地を緑化する「路地庭」づくりを始めている。
27	2	①H27は実績なし ②公園・緑地と緑の拠点(一橋大学や谷保天満宮など)を結ぶ道路や宅地を緑化する「路地庭」づくりを始めた。
28	3	①H28は実績なし ②公園・緑地と緑の拠点(一橋大学や谷保天満宮など)を結ぶ道路や宅地を緑化する「路地庭」づくりを継続実施した。
29	3	①H29は実績なし ②公園・緑地と緑の拠点(一橋大学や谷保天満宮など)を結ぶ道路や宅地を緑化する「路地庭」づくりを継続実施した。
総合 5年間	3	庭の観点を宅地内から宅地外に広げる「路地庭」づくりは、新たな緑のネットワークづくりの一手法として有効ではないかと考えているが、今後、制度として定着させていくことが必要と考えている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策	●(仮称)地域交通計画の策定
担当課	道路交通課
評価基準	地域交通計画の策定及び推進管理。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	平成26年3月に計画を策定し、アクションプランにより実施中であるが、個々の計画の進捗状況の把握ができていない。
27	5	平成26年3月に計画を策定し、アクションプランにより実施中である。
28	2	平成26年3月に計画を策定し、アクションプランにより実施中である。平成28年度は計画期間(H26～34)の前期(H26～28)最後の年度であることから、進捗状況の確認を行った。
29	4	前期(H26～28)の実績を踏まえ、後期の見直しをおこなった。
総合 5年間	4	国立市地域交通計画庁内検討会で評価を行い、概ね計画に基づき、実施又は実施中であるが、国立駅前広場の停車スペース及び荷さばき用スペースの確保が関係機関との調整の結果、実施できなかった。また、公共サイン等のガイドラインについては、東京都のガイドラインを準用することとした。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策	●快適な歩行環境の整備
担当課	道路交通課
評価基準	H25から、さくら通り改修事業により、快適な歩行環境の整備を進める(全延長約1,850m)。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	さくら通り改修事業(260m)やJR中央線側道整備事業(1,020m)により、快適な歩行環境の整備を進めた。
27	2	改修前の歩道は、自転車と歩行者が混在していたが、自転車道整備により自転車と歩行者を分離し、快適な歩行空間を整備した。また、根上りした凸凹歩道を合わせて改修した(整備済み延長約730m)。
28	2	改修前の歩道は、自転車と歩行者が混在していたが、自転車道整備により自転車と歩行者を分離し、快適な歩行空間を整備した。また、根上りした凸凹歩道を合わせて改修した(整備済み延長約730m)。現工事区間はH29年度完成予定
29	3	改修前の歩道は、自転車と歩行者が混在していたが、自転車道整備により自転車と歩行者を分離し、快適な歩行空間を整備した。また、根上りした凸凹歩道を合わせて改修した(整備済み延長約1,080m)。
総合 5年間	3	評価基準であるさくら通り改修事業の進捗が5割以上に達したため。 その他、JR中央線側道整備事業により約1,020m、都市計画道路3・4・10号線整備事業により約140mの歩道整備を行い、快適な歩行環境の整備を進めた。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策	●自転車利用の利便性・安全性の向上による自転車利用の促進
担当課	道路交通課
評価基準	①さくら通りの改修工事に伴い自転車道を整備する。 ②自転車ナビマークを整備する。 ③自転車ネットワーク計画を作成し、利便性・安全性の向上を図る。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	①平成26年度予定していた第1工区の自転車道を整備した。(～平成30年度まで) ②自転車ナビマーク設置路線について関係者と協議を行った。 ③未着手。
27	3	①第2工区、第3工区の一部自転車道を整備した。 ②西2条線(一橋大学西側)、中央線北側側道に自転車ナビマークの設置を行った。 ③自転車対策審議会設置のため条例を改正した。
28	3	①第2工区、第3工区の自転車道が整備完了した。 ②北大通りに自転車ナビマークの設置を行った。 ③自転車対策審議会設置し、中央線高架下自転車駐車場利用及び自転車ネットワーク計画の検討を開始した。
29	3	①第4工区の自転車道が整備完了した。 ②自転車ナビマークは未実施 ③自転車ネットワークは基本的な方針について審議会で検討を行った。
総合 5年間	3	①さくら通り改修工事により約1,080mの自転車道を整備した。 ②自転車ナビマークを3路線実施した。今後も設置を検討する。 ③自転車ネットワーク計画について、引き続き審議会において検討する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策	●既存自転車駐車場について、利便性向上に向けて見直すとともに新たな自転車駐車場を整備拡充
担当課	道路交通課
評価基準	①国立駅南第1自転車駐車場整備する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①平成26年4月から中央線高架下自転車駐車場を開設した。 ②平成27年3月に自転車整備計画を策定した。 ③平成26年度に国立駅南第1自転車駐車場基本設計及び都市計画変更を行った。(平成29年度整備を完了予定)
27	4	①国立駅南第1自転車駐車場実施設計及び自転車用地を土地開発公社から買い戻した。(H29整備を完了予定) ②H27年6月に一時利用を実施した。
28	3	①国立駅南第1自転車駐車場建替整備工事の実施(H29年7月整備を完了予定)及び南第1自転車駐車場解体工事実施設計
29	5	①建替整備工事完了に伴い、新国立駅南第1自転車駐車場を10月から供用開始した。
総合 5年間	5	平成29年10月に新国立駅南第1自転車駐車場を供用開始し、一時利用駐輪台数が346台、定期利用駐輪台数が639台、増設することができた。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策	●自転車の利用マナー向上、放置自転車対策の推進
担当課	道路交通課
評価基準	①全小学校を対象とした自転車安全利用講習会を実施する。 ②中学校を対象としたスケアート・ストレート教育技法による交通安全教室を実施する。 ③その他交通安全事業を実施する。 ④放置自転車の移送及び啓発を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①全小学校にて実施した。 ②平成26年度雨のため未実施。 ③市民祭にて、自転車シュミレーションの実施及び親子自転車教室など、関係団体と協力して実施した。 ④3駅周辺の放置自転車の移送、移送台数は前年度より減少した。
27	5	①全小学校にて実施した。 ②第1中学校にて実施した。 ③環境フェスタにて、自転車シュミレーションを実施した。秋の交通安全週間に駅頭キャンペーンを関係機関と協力して実施した。 ④3駅周辺の放置自転車の移送、移送台数は前年度より348台減少した。夜間撤去を4回(計37台)実施した。10月に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。
28	4	①全小学校にて実施した。 ②第3中学校にて実施した。 ③環境フェスタにて、自転車シュミレーションを実施した。市民祭で立川警察署と協働でスケアート・ストレート教育技法による交通安全教室を実施した。 ④3駅周辺の放置自転車の移送、移送台数は前年度より748台減少した。夜間撤去を定期的実施した。10月に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。
29	5	①全小学校にて実施した。 ②第2中学校にて実施した。 ③環境フェスタにて、自転車シュミレーションを実施した。市民祭で立川警察署と協働でスケアート・ストレート教育技法による交通安全教室を実施した。 ④3駅周辺の放置自転車の移送、移送台数は前年度より168台減少した。夜間撤去を定期的実施した。10月に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。
総合 5年間	5	①全小学校にて実施した。 ②3年に1回は、同中学校が対象になるように計5回実施した。 ③環境フェスタにて、自転車シュミレーションを実施した。市民祭で立川警察署と協働でスケアート・ストレート教育技法による交通安全教室を2回実施した。 ④3駅周辺の放置自転車の移送、移送台数は平成25年度と比較して1,739台減少した。夜間撤去を定期的実施した。10月に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。



## 第4章 実行に向けた取組

分野	都市環境
施策の方向	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

具体的な施策	●コミュニティバスを含む公共交通の利用推進
担当課	道路交通課
評価基準	①コミュニティバス運行事業の改善の検討及び実施する。 ②コミュニティワゴン試行運行の評価・今後の方針を検討する。 ③福祉的な交通の方向性について検討する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①平成25年度に青柳・泉ルートを検討し、平成26年度からコミュニティワゴン試行運行へ移行した。平成25年度に子供用回数券の作成や始発・最終ダイヤを見直した。 ②平成26年4月から青柳ルート、泉ルート、矢川・東ルートのコミュニティワゴン試行運行を実施し、交通不便地域の対応を行っている。(～平成28年度完了)
27	4	①北ルート、北西中ルート合計で12,146人の利用者が増えた。 ②地域公共交通会議を4回開始し、青柳ルート、泉ルート、矢川・東ルートのコミュニティワゴン試行運行改善の検討を行い、ダイヤ改正を行っている。(～H28完了) ③地域公共交通会議に福祉交通検討部会を設置し、2回開催した。
28	4	①コミュニティバス利用者の利便性向上のため、ICカード導入とIC運賃設定を地域公共交通会議で合意された。 ②地域公共交通会議で、青柳ルート、泉ルート、矢川・東ルート、谷保ルートの評価を行い、青柳ルートの継続、他ルートの休止を決めた。 ③福祉交通検討部会を5回開催し、「福祉交通充実のための取組方針」を策定した。
29	5	①コミュニティバス利用者の利便性向上のため、4月より料金改定及びICカードを導入した。 ②青柳ルート利用者へアンケート調査を実施し、地域交通会議で評価を行い、平成30年度継続運行を決めた。また、デマンド型交通導入可能性調査を平成29年～平成30年度で実施を行っている。 ③国立市単独による福祉有償運送運営協議会を設置し、2回開催した。福祉有償運送の需要について検討を行っている。
総合 5年間	4	①コミュニティバス運行事業の改善について、料金改定、2,000円回数券・ICカードを導入した。 ②コミュニティワゴン試行運行について、評価を行い青柳ルート継続とデマンド型交通導入の検討を行った。今後は青柳ルートの本格運行と交通不便地域へデマンド型交通の試行運行を目指す。 ③福祉有償運送の潜在的需要を含め、調査を行い運営協議会において、福祉的な交通の方向性について検討する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●事業所排出ガスによる大気汚染防止に向けた監視・指導
担当課	環境政策課
評価基準	①市内一般大気中の汚染物質調査の実施。 ②市内産業廃棄物焼却処理工場のばい煙分析調査の実施。もし基準超過した場合、必要十分な回数での指導。 ③新規事業所への適切な指導。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	市内工場から排出されるばい煙の分析調査を継続的に実施している。一般大気中のダイオキシン類を継続監視している。ともに規制値以下。毎年1回。
27	4	①一般大気ダイオキシン類調査委託を実施、市内6か所を年2回調査、基準超過地点無し。 ②工場ばい煙分析調査委託を実施、市内2か所の産廃施設のばい煙を調査、基準超過無し。 ③新規事業者の申請無し。
28	4	①一般大気ダイオキシン類調査委託を実施、市内6か所を年2回調査、基準超過地点無し。 ②工場ばい煙分析調査委託を実施、市内2か所の産廃施設のばい煙を調査、基準超過無し。 ③新規事業者の申請無し。
29	4	①一般大気ダイオキシン類調査委託を実施、調査箇所を市内3か所に減らして年2回調査、基準超過地点無し。 ②工場ばい煙分析調査委託を実施、市内2か所の産廃施設のばい煙を調査、基準超過無し。 ③新規事業者の申請無し。
総合 5年間	4	①②毎年調査を実施しており、数値も基準を超えることは無いため、今後は回数や箇所数の減少するか要検討。 ③申請があれば適切に対応する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●環境負荷が少ない交通手段への代替促進等による大気汚染の防止
担当課	環境政策課
評価基準	庁内向けに、 ①庁用車における電気自動車及びハイブリッドカーの割合を50%以上に する。 ②市内自転車移動を推進する。 市民向けに、 ③低公害車導入補助制度を作る。 ④電気自動車の普及のため急速充電器を整備する。 ⑤自転車移動及び公共交通機関の利用を呼び掛ける。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	ガソリン車から電気自動車及びハイブリッド車などへの買い替えを促進する。 H25は5台中1台をハイブリッド車へ買い替えた。また、市内自転車移動を推進している。
27	2	①庁用車56台中ハイブリッド車が4台、電気自動車が2台。 ②市内自転車移動の啓発は実施せず。 ③補助制度は財政的な理由により未着手 ④急速充電器を庁舎駐車場に設置している。 ⑤市民への呼び掛けは特に行わなかった。
28	2	①庁用車56台中ハイブリッド車が4台、電気自動車が2台で割合は11%。 ②第四期温暖化対策実行計画により、徒歩や自転車での市内移動を推進している。 ③補助制度は財政的な理由により未着手。 ④急速充電器を庁舎駐車場に設置している。 ⑤市民への呼び掛けは特に行わなかった。
29	2	①庁用車56台中ハイブリッド車が4台、電気自動車が2台で割合は11%。 ②第四期温暖化対策実行計画により、徒歩や自転車での市内移動を推進している。 ③補助制度は財政的な理由により未着手。 ④急速充電器及び普通充電器を庁舎駐車場に設置している。 ⑤市民への呼び掛けは特に行わなかった。
総合 5年間	2	①庁用車は今後補助制度の活用を検討しつつ導入拡大を図る。 ②④継続実施。 ③市域向けの施策として今後の検討課題。 ⑤HP等での啓発を図る予定。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●屋外焼却や臭気による周辺環境への影響に対する指導
担当課	環境政策課
評価基準	①野焼き苦情への適切な対応。 ②飲食店や事業所の悪臭苦情への適切な対応。 ③農家の野焼きについて産業振興課との連携。 ④屋外焼却の禁止について市報やホームページで啓発。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	悪臭公害苦情について、指導を行った。主な原因として、野焼きが突出して多く、次いで薪ストーブや防水工事など。H25は21件、H26は26件。
27	3	①野焼き苦情は年間6件あり、全て適切に対応した。 ②堆肥の悪臭苦情が多く農家へ適切に指導した。 ③未着手。 ④未着手。
28	5	①野焼き苦情は年間15件あり、全て適切に対応した。 ②堆肥や焼き肉店の悪臭苦情があり適切に指導した。 ③都市農業の推進のために理解を求める記事を市報掲載した。 ④実施した。
29	4	①野焼き苦情は年間14件あり、全て適切に対応した。 ②堆肥や炭化炉の悪臭苦情があり適切に指導した。 ③未着手。 ④実施した。
総合 5年間	4	①②苦情対応は適切に対応している。 ③農業振興係との連携を今後強化していく。 ④継続実施。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●水質汚濁防止に向けた監視・指導
担当課	環境政策課
評価基準	①多摩川、矢川、府中用水(水路)の水質調査の実施。 ②油の流出や魚の大量死等水質事故時の適切な対応。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	毎年河川の水質調査を行っており、経年監視を続けている。多摩川は年2回、矢川系統及び湧水については年4回実施した。
27	4	①多摩川水系合同調査を年2回実施、矢川系統水質調査(湧水含む)を年4回実施。大幅な基準超過は無し。 ②水質事故発生無し。
28	4	①多摩川水系合同調査を年2回実施、矢川系統水質調査(湧水含む)を年4回実施。大幅な基準超過は無し。 ②水質事故発生無し。
29	4	①多摩川水系合同調査を年2回実施、矢川系統水質調査(湧水含む)を年4回実施。大幅な基準超過は無し。 ②水質事故発生無し。
総合 5年間	4	①水質調査は定期的に実施しており、大幅な基準超過はこれまで無い。今後も継続して実施。 ②過去水質事故は発生していないが、発生時速やかに対応できるよう準備をしている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●自動車による騒音・振動の監視
担当課	環境政策課
評価基準	①市内主要道路の要請限度調査及び面的評価の実施。 ②自動車騒音振動苦情への適切な対応。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	市内主要道路(甲州街道、日野バイパス、大学通り)の騒音・振動を測定した。自動車騒音常時監視(面的評価)を実施した。ともに毎年1回。
27	5	①甲州街道、日野バイパス、大学通りの騒音振動調査を実施。甲州街道の夜間のみ要請限度を超えた。自動車騒音常時監視(面的評価)調査を実施。 ②自動車騒音振動苦情が1件あり適切に対応した。
28	4	①甲州街道、日野バイパス、大学通りの騒音振動調査を実施。甲州街道の昼夜間のみ要請限度を超えた。自動車騒音常時監視(面的評価)調査を実施。 ②自動車騒音振動苦情はなかった。
29	4	①甲州街道、日野バイパス、大学通りの騒音振動調査を実施。甲州街道の昼夜間のみ要請限度を超えた。自動車騒音常時監視(面的評価)調査を実施。 ②自動車騒音振動苦情はなかった。
総合 5年間	4	①甲州街道が要請限度を超えているので、都へ要請するか検討する。 ②適正に対応する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●事業活動に伴う騒音・振動の発生防止に向けた啓発・指導
担当課	環境政策課
評価基準	①工場、指定作業場、一般の事業所から発生する騒音・振動苦情に対する適切な対応。 ②新規事業者への窓口指導。 ③市報等による啓発の実施。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	事業活動に伴う苦情について、指導等を行った。H25は8件、H26は18件。
27	3	①騒音・振動苦情について適切に対応した。工場・指定作業場0件、事業所11件、建設作業6件。 ②新規事業者への適切な指導を実施。廃棄物処理工場1件、自動車駐車場2件。 ③未着手。
28	3	①騒音・振動苦情について適切に対応した。工場0件、指定作業場1件、事業所9件、建設作業5件。 ②新規事業者への適切な指導を実施。廃棄物積替え保管場所1件、自動車駐車場1件。 ③未着手。
29	2	①騒音・振動苦情について適切に対応した。工場0件、指定作業場4件、事業所5件、建設作業4件。 ②新規案件なし。 ③未着手。
総合 5年間	3	①適正に実施。 ②申請を適正に審査・指導。 ③HPでの啓発を検討中。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●日常生活における近隣騒音に対する相談や指導
担当課	環境政策課
評価基準	近隣騒音苦情への適切な対応。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	生活騒音等の苦情について対応した。H25は20件、H26は27件。
27	5	①生活騒音などの近隣騒音苦情へ適切に対応した。エアコン室外機やアイドリング、犬の鳴き声など6件。
28	5	①生活騒音などの近隣騒音苦情へ適切に対応した。ピアノや犬の鳴き声など4件。
29	5	①生活騒音などの近隣騒音苦情へ適切に対応した。ピアノや犬の鳴き声、シャッターの開閉など7件。
総合 5年間	5	生活騒音に関する苦情は単純に基準を適用することができないため対応が非常に難しい。その中で双方の妥協点を探りながら解決を図っている。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●土壌・地下水汚染調査の指導
担当課	環境政策課
評価基準	①工場の廃止時等に行われる土壌汚染調査の適切な実施指導。 ②過去に起きた工場由来の地下水汚染の継続監視。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	土壌汚染関連届出を適正に処理した。H25は3件、H26は2件。 地下水有機塩素系物質調査を継続実施している。市内13か所。毎年1回。
27	5	①土壌汚染状況調査報告書の届出を適正に処理した。工場廃止に伴うものが1件、指定作業場の変更に伴うものが1件。 ②地下水有機塩素系物質調査委託を実施。市内13か所、毎年1回。
28	5	①土壌汚染状況調査報告書の届出を適正に処理した。工場廃止に伴うものが1件、指定作業場の廃止に伴うものが1件。 ②地下水有機塩素系物質調査委託を実施。市内13か所、毎年1回。緩やかに低下傾向にある。
29	5	①土壌汚染状況調査報告書の届出を適正に処理した。工場廃止に伴うものが1件。 ②地下水有機塩素系物質調査委託を実施。市内12か所、毎年1回。緩やかに低下傾向にある。
総合 5年間	5	①事業者が法令を誤って認識し、調査をしないケースがあり、適切に指導している。 ②地下水汚染について汚染源は基準を下回るようになってきたが、下流については依然として基準超過しているため今後も継続監視が必要である。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●電磁波に関する情報の把握および収集や市民への提供
担当課	環境政策課
評価基準	①都や国から提供される情報の把握。 ②インターネット等を活用した定期的な新情報のチェック。 ③市報やホームページによる市民への情報提供。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	電磁波に関する情報収集は適時行っていたが、市民への情報提供を十分行ったとは言えない。
27	2	①都や国からの情報提供はなかった。 ②インターネット等での新情報のチェックを行った。 ③未着手。
28	2	①都や国からの情報提供はなかった。 ②インターネット等での新情報のチェックを行った。 ③未着手。
29	2	①都や国からの情報提供はなかった。 ②インターネット等での新情報のチェックを行った。 ③未着手。
総合 5年間	2	①②今後も継続して情報収集を行う。 ③慢性的な業務過多及び問い合わせが数年来ほぼない状況となっており、社会的にもニーズが低下したと推察される。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●市内の低周波音問題についての状況把握および情報収集
担当課	環境政策課
評価基準	①低周波音苦情への適切な対応。 ②国や都が行う研修への参加や提供される情報の把握。 ③インターネット等を活用した定期的な新情報のチェック。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	低周波音問題についての状況把握及び情報収集については、国や都の研修に出席するなどにより適時行った。
27	2	①低周波音苦情が1件あり、適切に対応した。 ②研修への参加は行わなかった。 ③未着手。
28	2	①低周波音苦情が1件あり、真摯に対応した。 ②研修への参加は行わなかった。 ③未着手。
29	3	①苦情はなかった。 ②環境省主催の研修へ参加した。国からの通知・情報提供を受けている。 ③実施したが、新しい見地は無かった。
総合 5年間	3	①低周波音苦情は個人差があるので対応に苦慮するが、都から計測器を借りて測定するなど適切な対応をしている。 ②必要に応じて対応。 ③ゆっくりであるが徐々に変化しているので今後も継続実施。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	生活環境
施策の方向	⑦安心・安全な環境を守る

具体的な施策	●継続的な放射線量の監視および、調査結果について市民への情報提供
担当課	環境政策課
評価基準	①定点測定及び市内空間線量の全域調査の実施。 ②市報やホームページによる市民への調査結果の提供。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	平日は毎日定点による空間放射線量を測定、年1回市内全域を車両により走行して測定、年2回市内の学童児童施設を主に約50か所の空間線量を測定、結果をホームページ及び市報にて公表している。結果は全て基準値以下。
27	5	①平日毎日谷保第4公園で空間放射線量を測定した。また、年2回市内の学童児童施設を中心に約50か所の空間線量を測定した。結果は全て基準値以下。 ②上記調査の結果を市報及びホームページで公表している。
28	5	①週1回谷保第4公園で空間放射線量を測定した。また、年1回市内の学童児童施設を中心に約50か所の空間線量を測定した。結果は全て基準値以下。 ②上記調査の結果を市報及びホームページで公表している。
29	5	①週1回谷保第4公園で空間放射線量を測定した。また、年1回市内の学童児童施設を中心に約50か所の空間線量を測定した。結果は全て基準値以下。 ②上記調査の結果を市報及びホームページで公表している。
総合 5年間	5	①②東日本大震災より7年が経過し、汚染に関しても市民からの問い合わせも沈静化しているが、事故は収束していないため継続監視を実施する。頻度などやり方は検討が必要。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●事業系ごみの削減、事業系紙ごみの再資源化の推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①事業系ごみ(可燃持込量)の前年度からの減量 ②一定規模以上の事業所、事業用大規模建築物の所有者からの必要書類の受理 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じての排出事業者に対する発生抑制・適正排出・再資源化の呼びかけ ④不適正排出事業所に対する適正排出等の指導

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①H26の事業系ごみ(可燃持込量)は3,362tで、前年度(H25:3,086t)より増加した。 ②一定規模(一日平均排出量100kg)以上の事業所(14者)から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物(事業用途延床1,500㎡以上)の所有者(72者)から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。 ④不適正排出事業所に対して、巡回等により適正排出を指導した。
27	4	①H27の事業系ごみ(可燃持込量)は3,562tで、前年度(H26:3,362t)より増加した。 ②一定規模(一日平均排出量100kg)以上の事業所(20者)から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物(事業用途延床1,500㎡以上)の所有者(71者)から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。 ④不適正排出事業所に対して、巡回等により適正排出を指導した。

28	5	<p>①H28の事業系ごみ(可燃持込量)は3,472tで、前年度(H27:3,562t)より減少した。</p> <p>②一定規模(一日平均排出量100kg)以上の事業所(18者)から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物(事業用途延床1,500㎡以上)の所有者(72者)から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。</p> <p>③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。</p> <p>④不適正排出事業所に対して、巡回等により適正排出を指導した。</p>
29	4	<p>①H29の事業系ごみ(可燃持込量)は3,759tで、前年度(H28:3,472t)より増加した。</p> <p>②一定規模(一日平均排出量100kg)以上の事業所(22者)から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物(事業用途延床1,500㎡以上)の所有者(72者)から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。</p> <p>③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。</p> <p>④不適正排出事業所に対して、巡回等により適正排出を指導した。</p>
総合 5年間	4	<p>①H29の事業系ごみ(可燃持込量)は3,759tで、平成25年度(3,086t)より増加した。</p> <p>②平成25年度から29年度まで、一定規模(一日平均排出量100kg)以上の事業所から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物(事業用途延床1,500㎡以上)の所有者から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。</p> <p>③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。</p> <p>④不適正排出事業所に対して、巡回等により適正排出を指導した。</p>

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●生ごみたい肥化容器普及など各種取組を通じた生ごみ減量化の推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前年度と同水準の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数の確保 ②前年度と同水準のミニ・キエーロ(生ごみ堆肥化容器)普及件数の確保 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①H26の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は16件で、前年度(H25:27件)よりも減少した。 ②H26のミニキエーロ普及件数(モニター)は112件で、前年度(H25:25件)よりも増加した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。
27	4	①H27の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は11件で、前年度(H26:16件)よりも減少した。 ②H27のミニキエーロ普及件数は146件(モニター98件、販売48件)で、前年度(H26:モニター112件)よりも増加した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。
28	4	①H28の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は3件で、前年度(H27:11件)よりも減少した。 ②H28のミニキエーロ普及件数は203件(モニター159件、販売44件)で、前年度(H27:モニター146件)よりも増加した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。
29	5	①H29の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は6件で、前年度(H28:3件)よりも増加した。 ②H29のミニキエーロ普及件数は376件(モニター225件、販売151件)で、前年度(H28:203件)よりも増加した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。
総合 5年間	4	①H29の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は6件で、平成25年度(27件)よりも減少した。 ②H29のミニキエーロ普及件数は376件(モニター225件、販売151件)で、平成25年度(25件)よりも増加した。 ③平成25年度から29年度まで、生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●家庭ごみ有料化(指定有料袋の導入)
担当課	ごみ減量課
評価基準	家庭ごみ有料化の実施

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	第9期ごみ問題審議会に家庭ごみ有料化の制度設計について審議いただいた。
27	1	H29年9月を目途に家庭ごみの有料化を実施予定である。
28	5	H29年9月を目途に家庭ごみの有料化の実施を決定した。
29	5	H29年9月より家庭ごみの有料化を実施した。
総合 5年間	5	H29年9月より家庭ごみの有料化を実施した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●EPR(拡大生産者責任)の推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	関係機関を通じて、国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望した。
27	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望した。
28	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望した。
29	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望した。
総合 5年間	5	平成25年度から29年度まで、関係機関を通じて国、東京都に対してEPR(拡大生産者責任)の推進を要望した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●(仮称)リサイクルプラザやフリーマーケットを活用したリユースの推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前年度と同水準のリサイクル家具・自転車販売店舗の確保 ②前年度と同水準のリサイクル家具等販売会開催数の確保 ③前年度と同水準のリサイクル家具・自転車販売数の確保

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合4店舗でリサイクル自転車の販売を行った。(H25と同様) ②リサイクル家具等販売会を2回開催した。(H25と同様) ③リサイクル家具602点、リサイクル自転車386台を販売した。(H25はリサイクル家具645点、リサイクル自転車451台)
27	5	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合4店舗でリサイクル自転車の販売を行った。(H26と同様) ②リサイクル家具等販売会を2回開催した。(H26と同様) ③リサイクル家具635点、リサイクル自転車398台を販売した。(H26はリサイクル家具602点、リサイクル自転車386台)
28	5	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合4店舗でリサイクル自転車の販売を行った。(H27と同様) ②リサイクル家具等販売会を2回開催した。(H27と同様) ③リサイクル家具683点、リサイクル自転車350台を販売した。(H27はリサイクル家具603点、リサイクル自転車356台)
29	4	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合4店舗でリサイクル自転車の販売を行った。(H28と同様) ②リサイクル家具等販売会を2回開催した。(H28と同様) ③リサイクル家具677点、リサイクル自転車245台を販売した。(H28はリサイクル家具683点、リサイクル自転車350台)
総合 5年間	4	①平成25年度から29年度まで、NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合4店舗でリサイクル自転車の販売を行った。 ②平成25年度から29年度まで、リサイクル家具等販売会を2回開催した。 ③平成29年度にリサイクル家具677点、リサイクル自転車245台を販売した。(H25はリサイクル家具645点、リサイクル自転車451台)

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●廃食用油の回収や生ごみやせん定枝のたい肥化を通じたバイオマスの利活用推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前年度と同水準の廃食用油回収量の確保 ②前年度以上のせん定枝等の資源化量の確保

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①H26の廃食用油回収量は1,560ℓで、前年度(H25:1,720ℓ)より減少した。 ②H26のせん定枝等の資源化量は68tで、前年度(H25:81t)より減少した
27	4	①H27の廃食用油回収量は936ℓで、前年度(H26:1,560ℓ)より減少した。 ②H27のせん定枝等の資源化量は71tで、前年度(H26:68t)よりも増加した。
28	5	①H28の廃食用油回収量は1,420ℓで、前年度(H27:936ℓ)より増加した。 ②H28のせん定枝等の資源化量は130tで、前年度(H27:71t)よりも増加した。
29	3	①H29の廃食用油回収量は664ℓで、前年度(H28:1,420ℓ)より減少した。 ②H29のせん定枝等の資源化量は108tで、前年度(H28:130t)よりも減少した。
総合 5年間	3	①H29の廃食用油回収量は664ℓで、平成25年度(1,720ℓ)より減少した。 ②H29のせん定枝等の資源化量は108tで平成25年度(81t)よりも増加した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●資源物の分別収集・集団回収の推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前年度以上の資源回収実施団体の確保 ②前年度以上の資源回収量の確保

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①H26の資源回収実施団体は76団体で、前年度(H25:71団体)より増加した。 ②H26の資源回収量は1,261tで、前年度(H25:1,322t)より減少した。
27	4	①H27の資源回収実施団体は74団体で、前年度(H26:76団体)より減少した。 ②H27の資源回収量は1,244tで、前年度(H26:1,261t)よりも減少した。
28	4	①H28の資源回収実施団体は76団体で、前年度(H27:74団体)より増加した。 ②H28の資源回収量は1,178tで、前年度(H27:1,244t)よりも減少した。
29	5	①H29の資源回収実施団体は78団体で、前年度(H28:76団体)より増加した。 ②H29の資源回収量は1,191tで、前年度(H28:1,178t)よりも増加した。
総合 5年間	5	①H29の資源回収実施団体は78団体で、H25年度(71団体)より増加した。 ②H29の資源回収量は1,191tで、H25年度(1,322t)よりも増加した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●プラスチック製容器包装ごみの再資源化
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前年度と同水準の資源化量 ②(公財)容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価の継続

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①H26のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は657tで、前年度(H25: 658t)よりも減少した。 ②(公財)日本容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価を受けた(H26同様)。
27	4	①H27のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は635tで、前年度(H26: 657t)よりも減少した。 ②(公財)日本容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価を受けた(H26同様)。
28	5	①H28のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は642tで、前年度(H27: 635t)よりも増加した。 ②(公財)日本容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価を受けた(H27同様)。
29	4	①H29のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は619tで、前年度(H28: 642t)よりも減少した。 ②(公財)日本容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価を受けた(H28同様)。
総合 5年間	4	①H29のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は619tで、平成25年度(658t)よりも減少した。 ②H25年度から29年度まで、(公財)日本容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価を受けた。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●グリーン購入の推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	市報、ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	市民に対して、市ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知した。
27	3	市民に対して、市ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知した。
28	3	市民に対して、市ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知した。
29	5	市民に対して、市報特集号、市ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知した。
総合 5年間	5	平成25年度から29年度まで、市民に対して、市報特集号、市ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●グリーン購入の推進
担当課	環境政策課
評価基準	①グリーン購入の調達方針の策定。 ②環境配慮契約の方針の策定。 ③庁内へ向けてグリーン購入についての啓発。 ④物品調達時の環境配慮製品の選択を推進する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	電気の供給を受ける契約について、環境配慮契約の方針に基づき取り組んでいる。また、グリーン購入の調達方針は定めていないが、各課で物品の調達時には環境に配慮した商品の購入に努めている。
27	2	①未着手。 ②環境配慮契約の方針は策定し、電気の供給を受ける契約について適用している。 ③庁内へのグリーン購入の啓発及び物品調達時の環境配慮製品選択の推進は行わなかった。 ④未着手。
28	2	①未着手。 ②環境配慮契約の方針は策定し、電気の供給を受ける契約について適用している。 ③庁内へのグリーン購入の啓発及び物品調達時の環境配慮製品選択の推進は行わなかった。 ④公共事業実施時には環境物品(建材等)の調達を推進している。
29	2	①未着手。優先度が低く後回しになっている。 ②環境配慮契約の方針は策定し、電気の供給を受ける契約について適用している。 ③庁内へのグリーン購入の啓発及び物品調達時の環境配慮製品選択の推進は行わなかった。 ④公共事業実施時には環境物品(建材等)の調達を推進している。
総合5年間	2	①今後策定を検討する。 ②策定済。 ③庁内へのグリーン購入の啓発及び物品調達時の環境配慮製品選択の推進を行っていく。 ④引き続き推進していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●一般廃棄物の中間処理後に発生する焼却灰の適切な利活用推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前年度と同水準のエコセメント利用 ②前年度と同水準のスラグ利用(※H28.7まで。H29以降は評価基準から削除)

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	①東京たま広域資源循環組合(ニツ塚処分場)ではH18年7月から焼却残灰をエコセメント化している。H26は道路及び下水道整備に160t利用した。(H25は79t) ②多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川)では焼却残渣を溶融スラグ化している。H26は市内公共工事の埋戻し材等に10tを有効利用した。(H25は179t)
27	2	①東京たま広域資源循環組合(ニツ塚処分場)ではH18年7月から焼却残灰をエコセメント化している。H27は道路及び下水道整備に71t利用した。(H26は160t) ②多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川)では焼却残渣を溶融スラグ化している。H27は市内公共工事の埋戻し材等に4tを有効利用した。(H26は10t) なお溶融スラグ化はH28.7で停止となった。
28	5	①東京たま広域資源循環組合(ニツ塚処分場)ではH18年7月から焼却飛灰をエコセメント化している。H28は道路及び下水道整備に557t利用した。(H27は71t) ②多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川)の焼却残渣の溶融スラグ化はH28.7で終了となり、以後、焼却飛灰と共にエコセメント化した。
29	5	①東京たま広域資源循環組合(ニツ塚処分場)ではH18年7月から焼却飛灰をエコセメント化している。H29は道路及び下水道整備に1,092t利用した。(H28は557t)
総合 5年間	5	①東京たま広域資源循環組合(ニツ塚処分場)ではH18年7月から焼却飛灰をエコセメント化している。H29は道路及び下水道整備に1,092t利用した。(H25は79t) ②多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川)の焼却残渣の溶融スラグ化はH28.7で終了となり、以後、焼却飛灰と共にエコセメント化した。(5年間の総合評価からははずす)

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●施設見学会やイベントなどを活用した意識啓発の実施
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前年度と同水準の施設見学会の実施 ②前年度と同水準のイベントの実施

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場その他の施設をH26は46団体(小学校、自治会ほか)1,497名が見学し、ごみ処理の理解を深めた。(H25は29団体433人) ②環境フェスタを実施した。(年1回)(H25も年1回)
27	4	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場その他の施設をH27は36団体(小学校、自治会ほか)1,378名が見学し、ごみ処理の理解を深めた。(H26は46団体1,497人) ②環境フェスタを実施した。(年1回)(H26も年1回)
28	4	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場その他の施設をH28は26団体(小学校、自治会ほか)1,229名が見学し、ごみ処理の理解を深めた。(H27は36団体1,378人) ②環境フェスタを実施した。(年1回)(H27も年1回)
29	5	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場その他の施設をH29は37団体(小学校、自治会ほか)1,372名が見学し、ごみ処理の理解を深めた。(H28は26団体1,229人) ②環境フェスタを実施した。(年1回)(H28も年1回)
総合 5年間	5	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場その他の施設をH29は37団体(小学校、自治会ほか)1,372名が見学し、ごみ処理の理解を深めた。(H25は29団体433人) ②環境フェスタを実施した。(年1回)(H25も年1回)

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●廃棄物減量等推進員の活用
担当課	ごみ減量課
評価基準	①前期と同水準の人数の確保 ②前年度と同水準の活動の実施

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	①H25に46人の市民を第10期廃棄物減量等推進員として委嘱した。(任期:2年間)(第9期は46人) ②環境フェスタ(年1回)、マイバッグキャンペーン(年1回)、市内一斉清掃(年2回)のイベントに参加いただいた。(平成25年度も同様)
27	5	①49人の市民を第11期廃棄物減量等推進員として委嘱した。(任期:2年間)(第10期は46人) ②環境フェスタ(年1回)、マイバッグキャンペーン(年1回)、市内一斉清掃(年2回)のイベントに参加いただいた。(H26も同様)
28	5	①平成27年度に49人の市民を第11期廃棄物減量等推進員として委嘱し平成28年度も活動を継続した。(任期:2年間)(第10期は46人) ②環境フェスタ(年1回)、マイバッグキャンペーン(年1回)、市内一斉清掃(年2回)のイベントに参加いただいた。(H27も同様)
29	5	①平成29年度に52人の市民を第12期廃棄物減量等推進員として委嘱し平成29年度も活動を継続した。(任期:2年間)(第11期は49人) ②環境フェスタ(年1回)、マイバッグキャンペーン(年1回)、市内一斉清掃(年2回)のイベントに参加いただいた。(H28も同様)
総合 5年間	5	①平成29年度に52人の市民を第12期廃棄物減量等推進員として委嘱し平成29年度も活動を継続した。(任期:2年間)(H25年度第9期は46人) ②環境フェスタ(年1回)、マイバッグキャンペーン(年1回)、市内一斉清掃(年2回)のイベントに参加いただいた。(H25も同様)

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●各主体の協力による販売店での資源物回収促進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①販売店での資源物回収を市報・ホームページ等で周知 ②前年度以上の(同水準の)回収店舗数の確保(スーパーマーケット、ごみ減量協力店)

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度と同水準の販売店舗数、品目にとどまった。(スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店15店舗)(H25同様)
27	4	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度より回収店舗数が減少した。(スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店12店舗)(H26:スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店15店舗)
28	4	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度より回収店舗数が減少した。(スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店11店舗)(H27:スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店12店舗)
29	4	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度より回収店舗数が減少した。(スーパーマーケット12店舗、ごみ減量協力店11店舗)(H28:スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店8店舗)
総合 5年間	4	①H25年度から29年度まで、販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②平成25年度より回収店舗数が減少した。(H29:スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店8店舗)(H25:スーパーマーケット14店舗、ごみ減量協力店15店舗)

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑧5Rの推進に取り組む

具体的な施策	●ポイ捨てやペットの排泄物の処理などに対する市民の意識啓発や美化活動の推進
担当課	ごみ減量課
評価基準	①路上喫煙禁止区域の指定、路面シールの貼付、路上喫煙禁止の指導(委託)、喫煙マナーアップキャンペーンの実施 ②犬のふん放置について市報、ホームページで啓発、路面シールの貼付

年度	評価	評価の理由
25 & 26	5	①平成26年4月1日に条例を施行し、路上喫煙禁止区域を指定。路上喫煙及び迷惑喫煙防止の路面シール約140枚を貼付。路上喫煙指導啓発等を実施(委託)。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により喫煙マナーアップキャンペーンを年3回実施。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発、H26に新たに啓発路面シールを作成し、特に放置がひどい場所に貼付した。
27	5	①H26年4月1日に条例を施行し、路上喫煙禁止区域を指定。路上喫煙及び迷惑喫煙防止の路面シール約140枚を貼付。路上喫煙指導啓発等を実施(委託)。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により喫煙マナーアップキャンペーンを年3回実施。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発、H26に新たに啓発路面シールを作成し、特に放置がひどい場所に貼付した。
28	5	①路上喫煙禁止区域に路上喫煙及び迷惑喫煙防止の路面シール138枚を貼付。路上喫煙指導啓発等を実施(委託)。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により喫煙マナーアップキャンペーンを年3回実施。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発、また、啓発路面シールを作成し、特に放置がひどい場所に24枚貼付した。
29	5	①路上喫煙禁止区域に路上喫煙及び迷惑喫煙防止の路面シール139枚を貼付。路上喫煙指導啓発等を実施(委託)。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により喫煙マナーアップキャンペーンを年3回実施。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発、また、啓発路面シールを作成し、特に放置がひどい場所に23枚貼付した。
総合5年間	5	①平成26年4月1日に条例を施行し、平成29年度まで、路上喫煙禁止区域に路上喫煙及び迷惑喫煙防止の路面シールを貼付。路上喫煙指導啓発等を実施(委託)。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により喫煙マナーアップキャンペーンを年3回実施。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発、また、啓発路面シールを作成し、特に放置がひどい場所に貼付した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑨良好な水資源を保全する

具体的な施策	●広報活動による節水意識、水の有効利用の啓発など節水対策の推進
担当課	環境政策課
評価基準	市報やホームページによる市民への啓発の実施。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	雨水タンクの無料配布による意識啓発を行った。H25は15件、H26は12件。市報による意識啓発は行わなかったが、ホームページでは周知している。
27	3	市報では行わなかったが、ホームページで節水意識、水の有効利用の啓発を行った。
28	3	市報では行わなかったが、ホームページで節水意識、水の有効利用の啓発を行った。
29	5	市報にて配布を周知したところ多数の申込があり、現在は15名以上予約待ちの状態。ホームページも引き続き啓発を実施中である。
総合 5年間	4	雨水利用や節水に関しては主にホームページで啓発している。市報は慢性的にスペース不足なので、必要に応じて掲載をしていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑨良好な水資源を保全する

具体的な施策	●広報活動による節水意識、水の有効利用の啓発など節水対策の推進
担当課	下水道課
評価基準	①市報及びホームページによる市民への啓発。 ②イベント等に参加してパンフレット配布による市民への啓発の実施。 ③下水道指定工事店に啓発活動の依頼。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	7月に親子で体験下水道、10月に環境フェスタ及び下水道工事店で雨水浸透ますの啓発活動を行った。
27	3	①市報及びホームページに掲載した ②7月に親子で体験下水道と10月に環境フェスタに参加し、パンフレットの配布で雨水浸透ますの啓発活動を行った。 ③未実施。
28	3	①市報及びホームページに掲載した ②7月に親子で体験下水道と10月に環境フェスタに参加し、パンフレットの配布で雨水浸透ますの啓発活動を行った。 ③未実施。
29	3	①市報及びホームページに掲載した ②7月に親子で体験下水道と10月に環境フェスタに参加し、パンフレットの配布で雨水浸透ますの啓発活動を行った。 ③未実施。
総合 5年間	3	総合評価は、平均的な評価である。今後については、以下のとおりである。 ①市報及びホームページの掲載は引き続き継続していくこととする。 ②各種イベント参加による啓発活動は引き続き継続していくこととする。 ③下水道指定工事店への啓発活動は、景気等の社会情勢を鑑み、未実施となっているが、社会情勢の動向を見ながら同啓発活動を復活させることとしたい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑨良好な水資源を保全する

具体的な施策	●市の施設や公園、公立学校などの公共施設敷地内への雨水タンクなどの雨水貯留装置設置の導入推進
担当課	環境政策課
評価基準	公共施設への設置実績、年間で1か所以上。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	H26城山さとのいえ建設に伴い雨水タンクを設置した。
27	1	実績なし
28	3	谷保第3公園において、雨水浸透ますの設置等を実施した。
29	1	実績なし
総合 5年間	2	環境保全のための湧水の確保のために効果的な雨水浸透施設の設置を計画する目的で平成30年度に地下水脈に関する調査を実施する予定であり、その結果に基づき設置計画の策定及び実施を予定している。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑨良好な水資源を保全する

具体的な施策	●雨水浸透ますや雨水貯留装置設置の普及に向けて支援
担当課	環境政策課
評価基準	雨水タンクの無料配布を年間で10件以上。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	雨水タンクの無料配布を行った。H25は15件、H26は12件。
27	4	雨水タンクの配布を9件行った。
28	3	雨水タンクの配布を5件行った。
29	5	雨水タンクの配布を29件行った。
総合 5年間	4	雨水タンクは(株)ヤクルト本社中央研究所から譲渡されているため、入荷数が不安定であるが、今後も実施したい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑨良好な水資源を保全する

具体的な施策	●雨水浸透ますや雨水貯留装置設置の普及に向けて支援
担当課	下水道課
評価基準	①雨水浸透ます設置助成事業で年間5基以上設置。 ②窓口指導で年間950基以上設置。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	雨水浸透ます設置助成事業で、H25は2基、H26は8基の雨水浸透ますを設置した。その他、窓口指導により、H25は1,385基、H26は1,122基の雨水浸透ますを設置した。
27	4	①雨水浸透ます設置助成事業により4基設置した。 ②窓口指導により1,268基設置した。
28	3	①雨水浸透ます設置助成事業により1基設置した。 ②窓口指導により1,042基設置した。
29	3	①雨水浸透ます設置助成事業により1基設置した。 ②窓口指導により1,085基設置した。
総合 5年間	3	総合評価は、平均的な評価である。今後については、以下のとおりである。 ①雨水浸透ます設置助成事業は、減少傾向と判断できるが、今後も同事業の内容を検討しながら継続していくこととする。 ②窓口指導は、毎年、成果があるので今後も継続していくこととする。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑨良好な水資源を保全する

具体的な施策	●歩道、駐車場、公園等における透水性舗装の採用の推進
担当課	環境政策課
評価基準	公園や緑道への透水性舗装の導入、年間で1件以上。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	新設公園や緑道については、浸透性のインターロッキングブロックを使用するなど水資源の保全に努めた。
27	1	実績なし
28	1	実績なし
29	2	北緑地の一部の砂利舗装をアスファルト舗装せず、砂利のまま舗装の補修を行い、透水性を確保した。
総合 5年間	2	新設でない限り、舗装を改善することは予算確保が難しく、なかなか進捗できない。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	資源循環
施策の方向	⑨良好な水資源を保全する

具体的な施策	●歩道、駐車場、公園等における透水性舗装の採用の推進
担当課	道路交通課
評価基準	H25から、さくら通り改修事業により、歩道と自転車道を透水性舗装に改修する(全延長約1,850m)。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	さくら通り改修事業により、歩道と自転車道は透水性舗装に改修している。JR中央線側道整備事業により新設した歩道は透水性舗装で整備を行った。
27	2	歩道を段差の少ない透水性インターロッキングブロックで整備した。また自転車道は透水性アスファルト舗装で整備した(整備済み延長約730m)。
28	2	歩道を段差の少ない透水性インターロッキングブロックで整備した。また自転車道は透水性アスファルト舗装で整備した(整備済み延長約730m)。現工事区間はH29年度完成予定
29	3	歩道を段差の少ない透水性インターロッキングブロックで整備した。また自転車道は透水性アスファルト舗装で整備した(整備済み延長約1,080m)。
総合 5年間	3	評価基準であるさくら通り改修事業の進捗が5割以上に達したため。 その他、JR中央線側道整備事業により約1,020m、都市計画道路3・4・10号線整備事業により約140mの歩道を透水性インターロッキングブロックで整備し、雨水の地下浸透の推進に努めた。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	地球環境
施策の方向	⑩温室効果ガスの削減を進める

具体的な施策	●市域から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の推進
担当課	環境政策課
評価基準	①市域から発生する温室効果ガス排出量の把握。 ②市域全体に対する削減対策を年間で2つ実施。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が発行している『多摩地域の温室効果ガス排出量』により、市域から発生する排出量を把握している。 国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金制度により太陽光パネル等の設置に補助金を交付している。H25は42件、H26は37件。
27	3	①オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が発行している『多摩地域の温室効果ガス排出量』により、市域から発生する排出量を把握している。 ②国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金制度により太陽光パネル等の設置に補助金を交付している。H27は56件。
28	3	①オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が発行している『多摩地域の温室効果ガス排出量』により、市域から発生する排出量を把握している。 ②国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金制度により太陽光パネル等の設置に補助金を交付している。H28は16件。
29	5	①同上により、把握している。 ②住宅用スマエネ補助制度(H29は60件)に加え、住宅の断熱化に対して補助する国立市住宅省エネルギー化補助金交付事業を開始した(H29は25件)。
総合 5年間	4	①引き続き把握する。 ②2つの補助制度により創エネ(エネルギーを創る)と省エネの両面から対応していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	地球環境
施策の方向	⑩温室効果ガスの削減を進める

具体的な施策	●市域から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の推進
担当課	道路交通課
評価基準	市内約5,000基の街路灯を省電力型の街路灯に交換する。(H28目標1500基)(完了年度H31)

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	土地区画整理事業や民間開発などで、街路灯にLEDを採用し、実施したが、市内約5,000基の街路灯が残っていることから、H27からH31までの5か年で全ての街路灯を省電力型の街路灯に交換する。
27	4	H27予定の街路灯449基をLED省電力型の街路灯に交換した。
28	4	街路灯1,215基をLED省電力型の街路灯に交換した。
29	5	街路灯1,428基をLED省電力型の街路灯に交換した。
総合 5年間	5	省電力化事業により、街路灯3,092基をLED街路灯に交換し、その他事業で151基LEDに交換した。 今後は、街路灯1,019基及び大型照明876基を省電力型に交換する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	地球環境
施策の方向	⑩温室効果ガスの削減を進める

具体的な施策	●低炭素社会構築に向けた、市民・事業者の意識啓発、取組支援
担当課	環境政策課
評価基準	①市報やホームページによる意識啓発の実施。 ②市民・事業者向けの低炭素社会構築の取組支援。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	H27に連携・情報交換の場として環境ネットワークを設立した。
27	3	①市報及びホームページにて節電の呼びかけを行っている。 ②市民や事業者が情報交換・連携を取れるよう環境ネットワーク会議を3回開催したが、金銭的な支援は行っていない。
28	3	①市報及びホームページにて夏場及び冬に節電の呼びかけを行った。 ②市民や事業者が情報交換・連携を取れるよう環境ネットワーク会議を3回開催したが、金銭的な支援は行っていない。
29	3	①市報及びホームページにて夏場の節電を呼びかけた。 ②温暖化対策として市民向けにスマートエネルギー機器設置及び住宅断熱化に補助を実施したが、事業者に対しては情報提供にとどまっている。
総合 5年間	3	①②今後は事業所向けに意識啓発や取組支援を検討・実施していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	地球環境
施策の方向	⑩温室効果ガスの削減を進める

具体的な施策	●市域内への再生可能エネルギーの普及促進
担当課	環境政策課
評価基準	市民・事業者向けの再生可能エネルギー設備導入支援事業の実施。実施している場合は予算全額執行。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金制度を実施。H25は42件、H26は37件。
27	3	市民向けにはスマートエネルギー関連システム設置費補助を行っており、予算執行率93%。事業者向けには行っていない。
28	2	市民向けにはスマートエネルギー関連システム設置費補助を行っており、予算執行率32%。事業者向けには行っていない。
29	3	市民向けにはスマートエネルギー関連システム設置費補助を行っており、予算執行率99%。事業者向けには行っていない。
総合 5年間	3	市民向けの補助は予算執行率ほぼ100%を達成したが、事業所向けの取組は今後検討課題である。H30に市域向けの温暖化対策を検討するためにプロジェクトを立ち上げて取り組んでいる。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	地球環境
施策の方向	⑩温室効果ガスの削減を進める

具体的な施策	●市の事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の実施
担当課	環境政策課
評価基準	①国立市役所地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の集計。 ②排出量を基準年度から12%削減する。 ③排出量削減対策をソフト面とハード面で実施。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	国立市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の把握及び削減対策を各種実施している。全施設別の排出量を把握し、各課にエコサポーターを設置して排出量の削減に努めた。
27	3	①市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量は3,870t-CO <sub>2</sub> 。 ②基準年度より1.7%の削減。 ③庁内放送により昼休みの消灯を呼びかけ、庁舎非常誘導灯や学校の教室や体育館の照明をLED化した。
28	2	①市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量は4876.5t-CO <sub>2</sub> 。 ②H28は基準年度より6.4%の増加。 ③職員向けに省エネ研修会や省エネの取組を実施、庁舎や出先機関にポスター等を掲示、学校の教室や体育館の照明をLED化した。
29	3	①市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量は5083.5t-CO <sub>2</sub> 。 ②H29は基準年度より11%の増加。ただし、電気・都市ガスの使用量は減少している。 ③職員向けに省エネ研修会や省エネの取組を実施、庁舎や出先機関にポスター等を掲示、公園と学校に計4本自立型ソーラースタンドを設置。
総合 5年間	3	①排出量の把握のため引き続き実施する。 ②現状では達成できていないが、公衆街路灯のLED化などの削減効果を見込んでいる。 ③ソフト面の対策は継続実施するが、ハード面の対策は国や都の補助金を活用して実施していきたい。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります



## 第4章 実行に向けた取組

分野	地球環境
施策の方向	⑪オゾン層の保護に努める

具体的な施策	●オゾン層破壊について、市民・事業者への情報発信、意識啓発
担当課	環境政策課
評価基準	①市報やホームページによる市民・事業者への情報発信と意識啓発の実施。 ②オゾン層破壊についての情報収集。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	1	国や都からオゾン層破壊についての情報収集を行ったが市民・事業者への情報発信等は出来なかった。
27	2	①未着手。 ②国や都から提供される情報の把握。
28	2	①未着手。 ②国や都から提供される情報の把握。
29	1	①未着手。他施策に比べ優先順位が低いため。 ②国や都から提供される情報は特になかった。
総合 5年間	2	①オゾン層の破壊について新しい発見や社会的な要請が少なく、施策の優先順位としては低いものとなっている。 ②新しい知見や情報はなく、社会的注目度も低い。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第4章 実行に向けた取組

分野	地球環境
施策の方向	⑪オゾン層の保護に努める

具体的な施策	●フロンへの適正な処理についての協力の推進
担当課	環境政策課
評価基準	①法令に基づくフロンへの適正な管理や処理について、市報やホームページによる情報提供や意識啓発の実施。 ②フロンへの適正な管理や処理についての情報収集。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	2	家電リサイクル法や自動車リサイクル法に則って対応した。 なお、フロン排出抑制法が平成27年4月に施行されフロン類使用製品を設置する事業所に対して、機器の点検・漏えい量の報告などが義務付けられた。
27	2	①未着手。 ②国や都から提供される情報の把握。
28	2	①未着手。 ②国や都から提供される情報の把握。
29	4	①フロン排出抑制法についてホームページにて必要な情報提供を行った。 ②国や都から提供される情報の把握。
総合 5年間	3	①ホームページ掲載は既に行っているため、今後市報掲載を検討する。 ②引き続き情報収集に努める。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	①環境学習・教育を推進する

具体的な施策	●市民・事業者を対象とした出前講座の開催
担当課	生涯学習課
評価基準	①環境に関連する出前講座を年間5回実施する。 ※ただし、講座メニューの内容は主管課で決定するため、環境に関連するメニューの個数は主管課による。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	わくわく塾で「地球温暖化対策について」「放射能講座」「公園協力会で花と緑のまちづくり」「国立市のごみの現状」「家庭でできるエコについて」「生ごみリサイクル講習会」をメニューとして用意している。 H25ごみ減量課「国立市のごみの現状」「家庭でできるエコについて」各1回実施。 H26ごみ減量課「生ごみリサイクル講習会」「ミニ・キエーロモニター事業説明会」2回、「家庭でできるエコについて」3回実施。
27	4	H27は、「土だけで生ごみが消える！」「ミニ・キエーロ」モニターになりませんか」を3回、「家庭でできるエコについて」を1回実施。
28	3	平成28年度は、「土だけで生ごみが消える！」「ミニ・キエーロ」モニターになりませんか」を1回、「家庭でできるエコについて」を1回、「国立市のごみの現状」を1回実施。
29	5	平成29年度は、「土だけで生ごみが消える！」「ミニ・キエーロ」モニターになりませんか」を3回、「家庭でできるエコについて」を2回、「国立市のごみの現状」を1回、この他、大学通りの植木と維持管理等についてを1回、ごみの有料化やごみ問題に関する講座を4回実施
総合 5年間	4	わくわく塾において、環境に関連する様々な出前講座を実施した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	①環境学習・教育を推進する

具体的な施策	●総合学習の時間や地域活動などを活用した子供への環境教育の機会の提供
担当課	教育指導支援課
評価基準	①野外体験学習、農業体験等、児童・生徒の学年に応じた、環境教育を実施することができたか。 ②環境教育を受けた児童・生徒の割合 ③環境学習をとおして、子どもたちが、環境について自ら学び考える力を身につけることができたか。 ④地域団体や地域の人材を活用することができたか。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	小中学校のカリキュラムの中で、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。
27	4	1小中学校のカリキュラムの中で、日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができている。 ③環境学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。
28	4	昨年度に引き続き環境教育の推進に努めた。 ①小中学校のカリキュラムの中で、日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができている。 ③環境学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。
29	4	昨年度に引き続き環境教育の推進に努めた。 ①小中学校のカリキュラムの中で、日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができている。 ③環境学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。

総合 5年間	4	小中学校のカリキュラムの中で日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施することにより概ね目的は達成された。学習内容に応じた地域の団体、人材の活用は、今後も向上の余地がある。
-----------	---	---

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	①環境学習・教育を推進する

具体的な施策	●環境関連講演会やシンポジウム等の開催
担当課	環境政策課
評価基準	環境関連講演会やシンポジウム等の開催を年間で2件以上。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	H26にエネルギーについて考える「くにたちエネルギービジョン講演会・懇談会」(講師松本真由美氏)開催した。 花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベントを行っている。 「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」主催によるウォーキングラリーやシンポジウムに参加し、普及啓発を図った。
27	5	花と緑のまちづくり協議会主催により、くにたちの自然を知る・学ぶ・味わうシリーズ4回、ACT FOR GREENを1回実施。
28	5	花と緑のまちづくり協議会主催により、くにたちの自然を知る・学ぶ・味わうシリーズ4回実施。環境をテーマに、自然風景写真をスクリーンに映しながら行う音楽コンサート「ACT FOR GREEN」を1回実施。
29	5	花と緑のまちづくり協議会主催により、くにたちの自然を知る・学ぶ・味わうシリーズ4回実施。環境をテーマに、自然風景写真をスクリーンに映しながら行う音楽コンサート「ACT FOR GREEN」を1回実施。
総合 5年間	5	協議会主催事業を継続していくことで普及啓発に努めていく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	①環境学習・教育を推進する

具体的な施策	●自然観察会など教育機関との協働による市民啓発イベントの開催
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会を実施した。
27	4	H27は農業委員会にて田植え1回、稲刈り1回開催した。
28	4	H28は農業委員会にて田植え1回、稲刈り1回開催した。
29	4	H29は田植え1回、稲刈り1回開催した。
総合 5年間	4	各年度、稲作体験学習会を実施しており、評価どおりの達成状況である。一部小学校の求めに応じてゲストスピーカーの派遣なども行っており、今後の事業展開などを検討していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	①環境学習・教育を推進する

具体的な施策	●自然観察会など教育機関との協働による市民啓発イベントの開催
担当課	生涯学習課
評価基準	郷土文化館において、市内歴史資源を活用した事業を実施する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、自然観察会、ハグロトンボ調査隊、星空ウォッチングなどを実施した。
27	3	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチングなどを実施した。
28	3	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチングなどを実施した。
29	4	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチング、冬の生き物探しなどを実施した。
総合 5年間	4	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、自然観察会、ハグロトンボ調査隊、星空ウォッチング、冬の生き物探しなどを実施した。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります



## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	①環境学習・教育を推進する

具体的な施策	●体験学習会などを通じた知識の共有や人とひとの繋がりを作る機会の提供
担当課	南部地域まちづくり課
評価基準	城山さとのいえ事業を推進する。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	小学生とその保護者を対象とした野菜収穫体験ハイク、小学校児童稲作体験学習会の他、平成26年3月22日(日)に「城山さとのいえオープニングまつり」を実施した。
27	4	H27は野菜収穫体験等のイベント事業を26回開催した。
28	4	H28は野菜収穫体験等のイベント事業を38回開催した。
29	4	H29は野菜収穫体験等のイベント事業を42回開催した。
総合 5年間	4	各年度施策を推進しており、評価どおりの達成状況である。今後、更なる効果的な城山さとのいえでの事業展開を検討していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	①環境学習・教育を推進する

具体的な施策	●体験学習会などを通じた知識の共有や人とひとの繋がりを作る機会の提供
担当課	環境政策課
評価基準	知識の共有のため体験学習会などと人とひとの繋がりを作る機会の提供を合わせて年間で10回以上。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベント(花壇作り、カンザクラ育苗、コミュニティガーデン作り他)により、機会を提供した。
27	5	花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベント(路地庭事業、大学通り緑地帯花壇づくり事業、カンザクラ育苗2回、緑サポーター講習会6回、コミュニティガーデン講習会6回)を、また、環境ネットワーク会議を3回開催した。
28	5	花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベント(路地庭事業、大学通り緑地帯花壇づくり事業、カンザクラ育苗2回、緑サポーター講習会6回)を、また、環境ネットワーク会議を3回開催した。
29	5	花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベント(路地庭事業、大学通り緑地帯花壇づくり事業、カンザクラ育苗2回、緑サポーター講習会6回)を、また、環境ネットワーク会議を1回、イベントを1回開催した。
総合 5年間	5	協議会主催イベントや環境ネットワークの活動を継続しつつ、今後は里人会議主催によるホテル復活活動に伴うコミュニティづくりにも取り組んでいく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	②情報の収集・発信・活用を推進する

具体的な施策	●市内外における環境情報の積極的な収集
担当課	環境政策課
評価基準	①多摩26市で組織される東京都市環境・公害事務連絡協議会にて、他市や都の環境に関する情報を収集。 ②インターネットを活用した環境情報の収集。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	多摩26市で組織される東京都市環境・公害事務連絡協議会にて、他市や都の環境に関する情報を収集している。H25、H26とも年6回定例会開催。その他にも部会や研修などが開催された。
27	3	①定例会が年6回開催され出席した。その他にも指導基準専門部会の幹事市を務め、各種研修にも参加した。 ②環境問題について情報収集を適時行った。
28	3	①定例会が年6回開催され出席した。その他にも研修専門部会委員を務め、各種研修にも参加した。 ②環境問題について情報収集を適時行った。
29	3	①定例会が年6回開催され出席した。その他にも行財政専門部会委員を務め、各種研修にも参加した。 ②環境問題について情報収集を適時行った。
総合 5年間	3	①②引き続き情報収集を積極的に行う。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	②情報の収集・発信・活用を推進する

具体的な施策	●ホームページ、SNS、インターネット、広報誌などを利用した各種環境情報の発信
担当課	環境政策課
評価基準	①ホームページの環境情報記事の更新。 ②ツイッターやLINE、メール配信による環境情報の発信。 ③市報による環境情報の発信。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	各種環境情報をホームページにて発信し、毎日更新しているページがある一方、中には更新が数年なされていないものもあり改善の余地はある。SNSや広報誌については適時発信を行っており、今後も継続して活用していく。
27	3	①放射能測定結果は毎日更新しているが、中には更新が数年なされていないものもあり、内容とともに項目の充実を図る必要がある。 ②イベントの告知、光化学スモッグ注意報、放射能測定結果、エコ補助などでツイッター、LINE、メール配信を行った。 ③上記内容の他、環境月間、野焼き、害虫相談などを市報掲載した。
28	3	①毎日更新しているページもあれば、中には更新が数年なされていないものもあり、内容とともに項目の充実を図る必要がある。 ②イベントの告知、光化学スモッグ注意報、放射能測定結果、エコ補助などでツイッター、LINE、メール配信を行った。 ③上記内容の他、環境月間、野焼き、害虫相談などを市報掲載した。
29	4	①業務の合間を縫ってページのチェックを行い、必要に応じて更新・修正をかけている。 ②環境学習イベントの告知、光化学スモッグ注意報、エコ補助などでツイッター、LINE、メール配信を行った。 ③上記内容の他、環境月間、野焼き、害虫相談などを市報掲載した。
総合 5年間	4	①引き続きページのチェックを行い、市民が必要な情報を得られるよう積極的に更新・修正を行う。 ②③引き続き実施する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した

2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	③各主体間のパートナーシップを構築する

具体的な施策	●環境関連団体の支援
担当課	環境政策課
評価基準	①財政的援助を行っている環境関連団体が2団体以上。 ②人的、物的援助を行っている環境関連団体が2団体以上。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	生活環境の保全という観点で、野良猫によるご近所トラブルを解消・防止するため、H25より国立市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付事業を開始した。H25は101件、H26は93件交付。
27	3	①未実施。 ②水の懇談会、猫のゆりかご、桜守、公園協力会の4団体
28	3	①未実施。 ②水の懇談会、猫のゆりかご、桜守、公園協力会の4団体
29	3	①未実施。ただし、野良猫の不妊去勢手術補助金や、公園清掃の報奨金を支払っている。 ②水の懇談会、猫のゆりかご、桜守、公園協力会の4団体
総合 5年間	3	①特定の団体への財政的援助は今後も難しい見込みなので本基準の見直しを検討する。 ②今後も引き続き実施していく。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	③各主体間のパートナーシップを構築する

具体的な施策	●国立市環境ネットワーク設立
担当課	環境政策課
評価基準	環境ネットワークを設立し、運営する

年度	評価	評価の理由
25 & 26	4	H27に環境ネットワークを設立し、第1回会議を7月に開催した。年度内に次回会議を開催予定。
27	5	H27に環境ネットワークを設立し、3回会議を開催した。
28	2	3回会議を開催したが、会員が微減しているため、テコ入れが必要。
29	4	1回会議開催、資源めぐり自転車ツアー実施、環境フェスタブース出展、市民参加イベント企画(雨天中止)。
総合 5年間	3	H27設立後、徐々に会員出席率が低下したため、H29は様々な試みを行い、挽回を図った。H30以降も引き続き会の活動を活発化させるため講演や環境フェスタでのPRなどを実施する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したので25&26年度の評価は異なります

## 第5章 計画の推進戦略

分野	取組基盤に関する施策
施策の方向	③各主体間のパートナーシップを構築する

具体的な施策	●市民による各種活動を目的とした、環境関連団体との交流促進
担当課	環境政策課
評価基準	市民と環境関連団体による交流の機会や場づくりを年間で5回以上行う。

年度	評価	評価の理由
25 & 26	3	各主体間の連携・情報交換の場としての環境ネットワークを活用する。市内の緑化に関連する団体や商工、観光等に関連する団体により花と緑のまちづくり協議会を設立し、交流促進を図った。
27	5	花と緑のまちづくり協議会定例会を毎月行った(12回)。環境ネットワーク会議を3回開催した。
28	5	花と緑のまちづくり協議会定例会を毎月行った(12回)。環境ネットワーク会議を3回開催した。
29	5	花と緑のまちづくり協議会定例会を毎月行った(12回)。環境ネットワーク会議を1回、イベントを1回開催した。
総合 5年間	5	今後も継続して実施する。

※評価について 5:十分達成した 4:7割以上達成した 3:5割以上達成した  
2:5割まで達成できなかった 1:未着手

※評価基準について、27年度から基準を新設したため25&26年度の評価は異なります